

舞鶴市乳幼児教育ビジョン (案)

2023年12月

舞鶴市・舞鶴市教育委員会

乳幼児教育ビジョン 改訂(案) 目次

舞鶴市乳幼児教育ビジョン体系図

第1章 乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨

1 乳幼児教育ビジョン策定の趣旨	1
2 乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨	
(1) 国の動向～こどもに関する施策～	
(2) 舞鶴市の現状	
(3) 乳幼児教育ビジョン改訂の方向性	
3 乳幼児教育ビジョンの位置づけと計画期間	4
(1) 位置づけ	
(2) 計画期間	
【参考】乳幼児教育の基本的な考え方	6

第2章 育てたいこども像と基本理念

1 育てたいこども像と育てたい力、育てたいところ	10
(1) 主体的に取り組むこども	
(2) 自分も友達も大切にすること	
(3) 意欲的に遊ぶこども	
2 基本理念	12
(1) 主体性の育成	
(2) 自己を肯定するところの育成	

第3章 本市の目指す乳幼児教育の基本方針

1 安心できる居場所としての家庭	14
2 つながり支え合う地域社会	
3 子育てのパートナーとしてのつながり	
4 保育所・幼稚園・認定こども園等における質の高い乳幼児教育の充実	15
(1) 育みたい資質・能力の育成	
(2) 主体性の尊重	
(3) 土台となるからだところの育成	
(4) 一人一人の発達に応じた支援	
(5) 保育者の質の維持・向上	
5 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校・中学校との連携・接続	20
(1) 学びを深める、学びをつなぐ連携活動	
(2) それぞれの学びの充実	
(3) 園・校種を越えた次世代育成	

第4章 質の高い乳幼児教育の推進に向けて

1 乳幼児教育ビジョンを推進するための体制	22
2 質の高い乳幼児教育の研修・研究	
3 保育所・幼稚園・認定こども園、家庭、地域との連携と情報発信	23

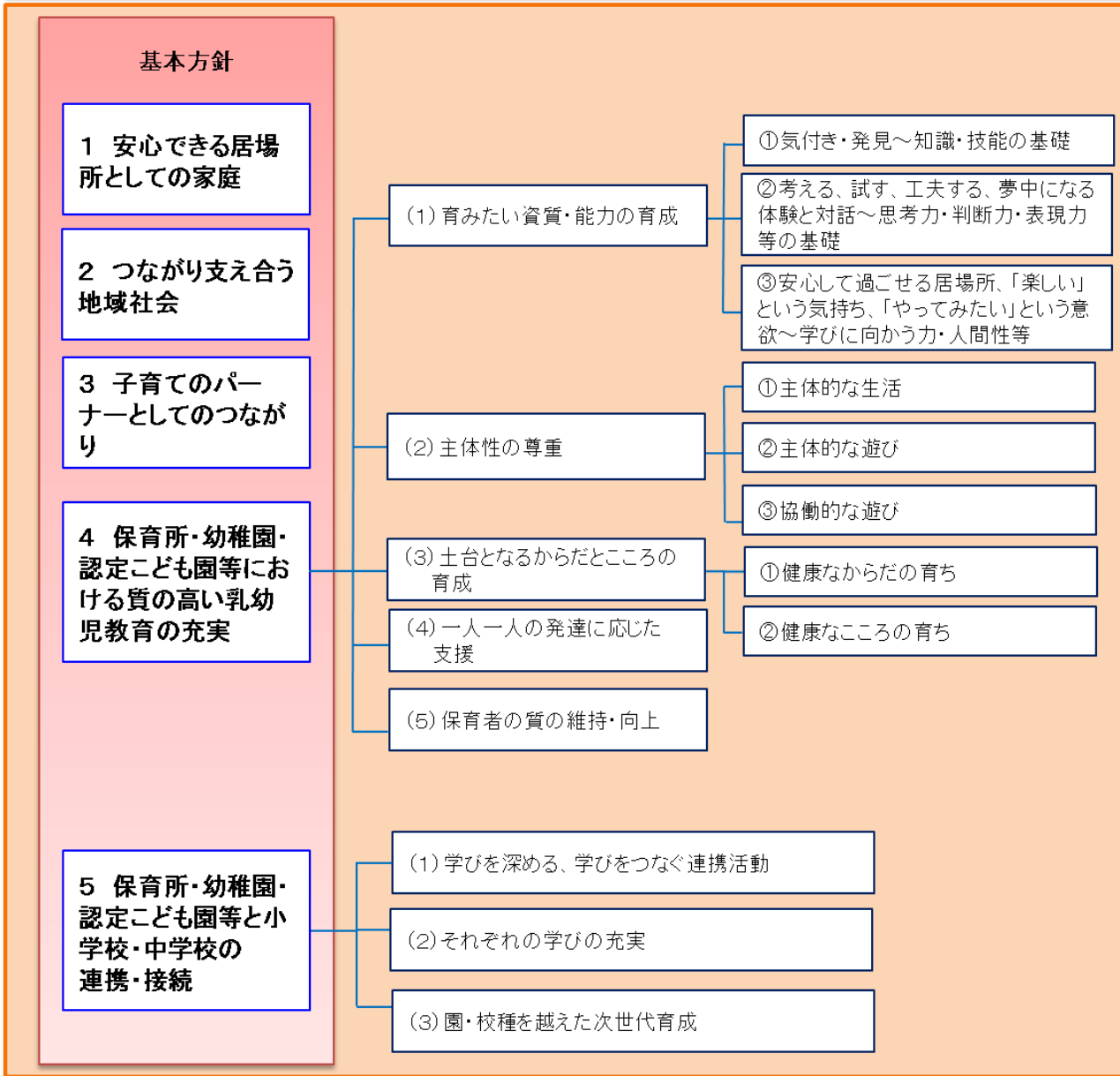
乳幼児教育とは、0歳から就学前の子どもの教育・保育を意味し、保育所・幼稚園・認定こども園だけでなく家庭や地域も含む、乳幼児が生活するすべての場において行われる教育・保育を総称したものです

資料	24
----	----

舞鶴市乳幼児教育ビジョン体系図

育てたい子ども像	育てたい力	育てたいところ
<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に取り組む子ども ・自分も友達も大切に使う子ども ・意欲的に遊ぶ子ども 	<p>「ほく、わたし」 主体的・意欲的な自分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己決定力 ○自己表現力 ○自己調整力 	<p>「みんなの中のほく、わたし」 友達や集団の中の 主体的・意欲的な自分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーション力 ○協働する力
		<ul style="list-style-type: none"> ○安心感 ○信頼感 ○達成感 ○自己肯定感 ○自己有能感 ○自己有用感

基本理念	主体性を育む乳幼児教育の推進 ～みんなでつながり育む舞鶴の子ども～	主体性の育成	自己を肯定するところの育成
------	--------------------------------------	--------	---------------



質の高い乳幼児教育の推進に向けて	乳幼児教育ビジョンを推進するための体制づくり
------------------	------------------------

第1章 乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨

1 乳幼児教育ビジョン策定の趣旨

本市では、舞鶴市教育振興大綱において「ふるさと舞鶴を愛し、夢に向かって将来を切り拓く子ども」を育てるため、「0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実」を基本理念に掲げ、とりわけ0歳から就学前の乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる最も大切な時期であることから、乳幼児教育の質の維持・向上に向けた取組を積極的に進め、小学校や中学校へつなげる教育の充実を目指しています。

この実現に向けては、乳幼児期のこどもの育ちと学びの特性を踏まえ、乳幼児期の終わりまでに育ってほしいこどもの姿、乳幼児期に大切にしたいことを、市民全体で共有し、家庭、地域、保育所・幼稚園・幼保連携型認定子ども園（以下、「認定子ども園」という。）、小学校・中学校、行政等がそれぞれの役割を認識したうえで、連携しながら取組を進めていくことが重要となります。このため、舞鶴市乳幼児教育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）を策定し、これに基づいて様々な施策を展開していくものであり、特に、保育所・幼稚園・認定子ども園は、乳幼児教育の専門職を擁する施設として重要な役割を担っていることから、質の高い乳幼児教育の実践をはじめ、そこに通っていないこどもも含めた家庭や地域との連携、学校への育ちと学びの接続等について、共有すべき考え方や方向性を明確化したものです。

2 乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨

ビジョンの策定から8年、最初の改訂から5年が経過し、こどもを取り巻く環境や社会は大きく変化しています。特に、2020年（令和2年）から2023年（令和5年）にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動制限があり、園¹では休園や行事の中止、マスクの着用、黙食など、これまでに経験したことのない3年間となりました。そうした背景もあり、子育て家庭にとっては、子育てへの不安や孤立、虐待、貧困といった問題がさらに深刻となっています。また、核家族化はもとより、少子化は加速しており、国全体の大きな課題となっています。昨今では、園における事故等の安全管理や不適切な保育等も全国的な問題となっており、改めて、こどもの命と権利を守るという基本を確認する必要があります。

一方で、園や学校等におけるICT化が進み、こども達が日々ICT機器に触れ、インターネットを活用するようになり、学び方も変化してきています。乳幼児教育におけるICTの活用についても、その使い方や影響について注視していく必要があります。

（1） 国の動向～こどもに関する施策～

① こども家庭庁とこども基本法

こうした大きな社会の変化を受けて、国においては、“こどもまんなか社会”の実現に向け、こどもの権利とウェルビーイング²の観点から政策を行う「こども家庭庁」が、令和5年4月に発足されました。

こども家庭庁は、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）第三条において「心身の発達の過程にある者（以下、「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うこと」としています。「こどもがまんなかの社会を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益

を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守るための政策」に取り組むため設置されました。

また、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくため、その包括的な基本法として、子ども基本法(資料①P24 参照)も令和5年4月に施行されました。子ども基本法は、第一条において「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする」とされています。また、子ども基本法第二条において「子ども」とは、「心身の発達の過程にあるもの」と定義されています。全ての子どもについてその健やかな成長が図られる権利が保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「子ども」とひらがなで表記するとされています。本ビジョンにおいてもその趣旨を踏まえて、「子ども」と表記します。

そして、第三条においては、6つの基本理念が示され、この考え方に基づいて様々な施策を実施していくこととなっています。これらを踏まえて、改訂を行いました。

② 子ども家庭審議会幼児期までの子どもの育ち部会と幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン

これらの実現に向けては、子ども家庭庁設置法第六条において、子ども家庭庁に子ども家庭審議会を置き、「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項、子ども、子どものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項、子ども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項、子どもの権利利益の擁護に関する重要事項を調査審議することや、関係法律の規定によりその権限に属された事項等を調査・審議等を行う」(第七条)こととしています。

子ども家庭審議会には、子ども家庭審議会令(令和5年政令第127号)第六条第1項の規定に基づき、本審議会の決定により、専門的かつ詳細な調査・審議を行う分科会・部会等をテーマごとに置くことができるとされています。そして、令和5年4月子ども家庭審議会において幼児期までの子どもの育ち部会(以下、「育ち部会」という。)を設置し、おもに「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的な指針(仮称)の策定に関する事項」「保育所保育指針、認定子ども園教育・保育要領に関する事項」「その他、子どもの育ちのサービスに関する調査審議等(子どもの預かりサービスの在り方に関する議論を含む。)」を調査審議することとなりました。

特に、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」の策定については、令和4年度に「就学前の子どもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会が開催され、論点整理がなされました。それらも踏まえながら、育ち部会において、子どもの誕生前から幼児期までの育ちと生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るため、大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方などの検討がされています。そして、令和5年12月に「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン(答申)～全ての子どもの「はじめの100か月」の育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～」(以下、「育ちのビジョン」という。)(資料②P25参照)が示されました。本ビジョンにおいても、これらの考え方や方向性を踏まえて改訂を行いました。

③ 幼保小の架け橋プログラム

文部科学省においては、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に、「幼児教育と小学校教

育の架け橋特別委員会」(以下、「特別委員会」という。)を設置し、全ての子供³に学びや生活の基盤を保障するための方策や、各地域において着実にこうした方策を推進するための体制整備等を中心に審議を行いました。そして、令和4年3月に「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)」を取りまとめるとともに、令和5年2月には「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(以下、「審議まとめ」という。)(資料③P30参照)を取りまとめました。審議まとめは、「5歳児から小学校1年生までの2年間に「架け橋期」と称して焦点を当て、当該時期の教育(以下、「架け橋期の教育」という。)の重要性について、幼保小⁴の先生はもとより、家庭や地域をはじめ、子供に関わる全ての関係者に幅広く訴えることを目的」とし、この2年間に焦点を当て「子供の生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるためには、架け橋期の教育を一層充実していくことが必要」と示しています。

こうした架け橋期の教育の充実に向けては、「乳幼児期の子供それぞれの特性など発達の段階を踏まえ、一人一人の多様性や0歳から18歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育内容や指導方法を工夫することや「期待する子供像」「育みたい資質・能力」を共有していくこと、「幼保小が協働し、共通の視点を持って教育課程や指導計画等を具体化できるよう、架け橋期のカリキュラムを作成すること」などが示されています。

今後、架け橋プログラムに取り組むにあたり、それぞれの保育・教育の質の充実はもとより、これまでの取組をいかしながら、乳幼児期に生まれた育ちと学びをつなぐ内容にしていく必要があります。

(2) 舞鶴市の現状

本市においても、国と同様、出生数は減少し、少子化、人口減少が大きな課題となっています(資料⑥P39参照)。このような中、ビジョンが2023年度(令和5年度)に計画期間を終えることから、改めて、未来を担う子どもをどのように育てていくのか、0歳から就学前の乳幼児期が生涯に渡る人格形成の基礎を培う重要な時期だからこそ、その基本的な考え方や方向性を示していきたいと考え、改訂を行います。

(3) 乳幼児教育ビジョン改訂の方向性

改訂にあたり、本市の乳幼児教育の方向性を示すビジョンの根幹でもある「育てたい子ども像」「育てたいところ」「育てたい力」と「基本理念」については、策定時の趣旨も踏まえて、継承していきます。さらに具体的な「基本方針」については、昨今の国の子どもに関する施策や保育・教育の新たな動向を反映させ、また、園や学校の代表者で構成する「舞鶴市乳幼児教育ビジョン改訂に関するワーキンググループ」において議論された内容も加味して記しています。

質の高い乳幼児教育を目指すためには、保育者の育成が欠かせないことから、保育者の育成に関する指標と研修について示した「保育者研修・育成指標」(資料⑤P38参照)をビジョンの中に記すこととしました。

¹園：保育所・幼稚園・認定こども園等の乳幼児教育施設の総称とする。

²ウェルビーイング：心身共に健康で幸福な状態。身体的・精神的・社会的なすべての面を一体的に捉えた観点での幸福の概念を指している。

³子供：審議まとめの中では「子供」と表記されているため、このまま活用する。

⁴幼保小：本市は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校のことを「保幼小」としているが、審議まとめの中では、「幼保小」としていることからこのまま活用する。

3 乳幼児教育ビジョンの位置づけと計画期間

(1) 位置付け

本市の子ども・子育て支援や教育の方向性を示した下記の計画等との整合性を図りながら、進めます。また、園の乳幼児教育においては、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(以下、「指針・要領」という。)に基づいて保育・教育が行われることから、その整合性を図ります。

【舞鶴市総合計画】

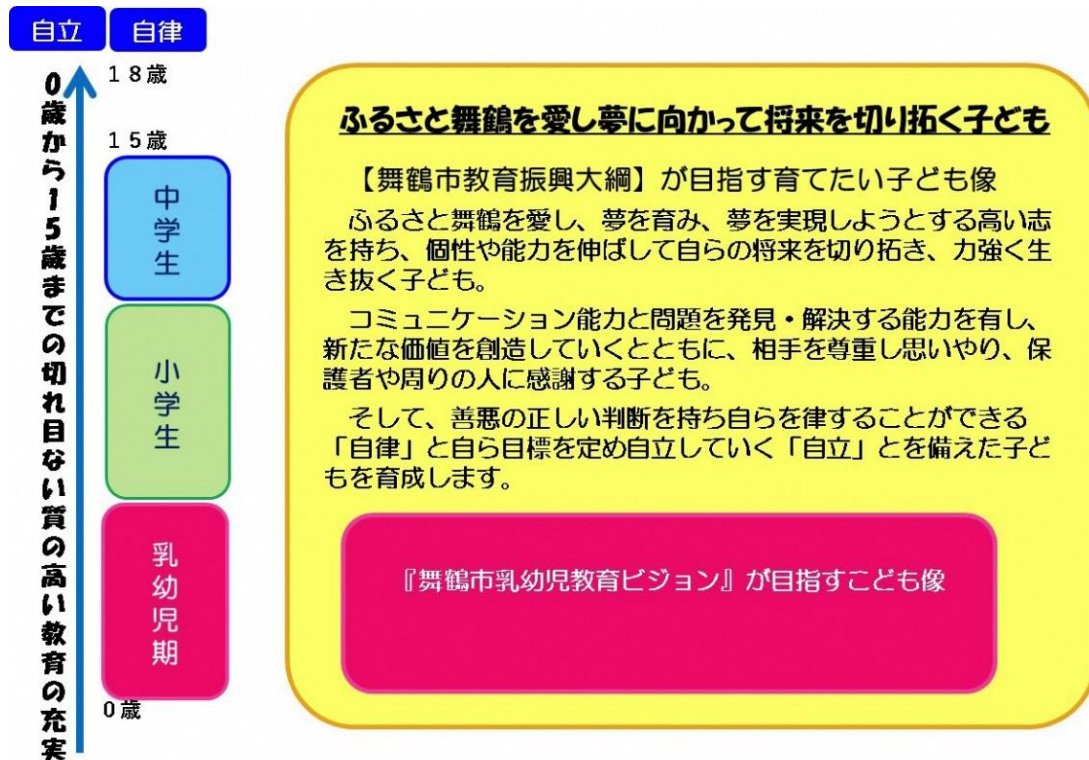
舞鶴市総合計画では、「次代を担う若者や子どもたちに夢と希望を お年寄りには感謝を ～未来に希望がもてる活力あるまちを目指して～」を基本理念としています。第7次後期実行計画(2023 年8月～2027 年3月)では、「未来に希望がもてる活力あるまち・舞鶴の再生」をまちの将来像に掲げ、本市が有する人の知恵と力を最大限に活かし、新たな時代に向けた舞鶴を創造することにより、希望を次世代に継承できるまちの実現を目指し、子育て環境と教育の充実を図ります。

【教育振興大綱】

「ふるさと舞鶴を愛し夢に向かって将来を切り拓く子ども」を目指し、基本理念「0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実」に取り組んでいます。

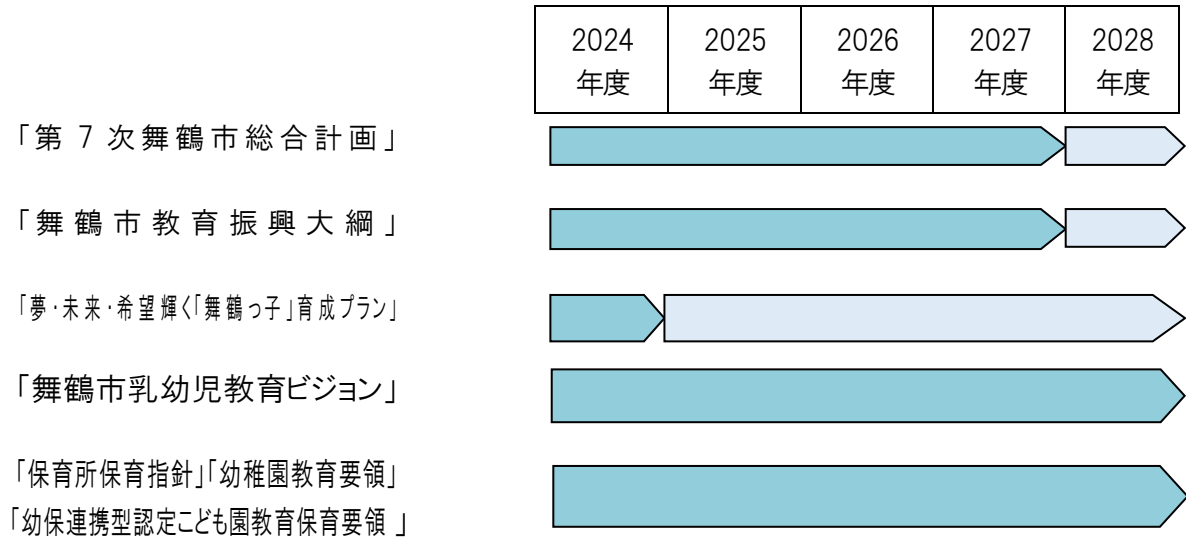
【夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン】

「自分自身を愛し、他の人を愛し、生まれ育った地域を愛する『舞鶴っ子』」の育成を目指し、「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり」を政策目標として、「親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメントの向上」「子どもの健やかな育ちを支える支援」「配慮が必要な子どもと家族等の支援」「身近な地域での子育て支援・青少年の成長支援の推進」に取り組んでいます。



(2) 計画期間

2018年(平成30年)4月に施行された指針・要領は10年ごとに改訂(定)されることから、その整合性を図るため、計画期間は、2028年度までの5年間とします。



参考 乳幼児教育の基本的な考え方

世界の目指すべき教育のあり方については、OECD(世界経済機構)教育とスキルの未来 Education 2030 プロジェクトにおいて、検討されてきました。

AI等の技術の進歩により、社会や経済、環境など様々な分野において、前例のない変化に直面し、未来は予測不可能になっています。こうした不確実な未来に向かって、目的をもって進んでいくためには、こどもは「好奇心や想像性、強靭さ、自己調整といった力をつけるとともに、他者のアイデアや見方、価値観を尊重したり、その価値を認めることが求められる。また、失敗や否定されることに対処したり、逆境に立ち向かって前に進んでいかなければならない。単に自分が良い仕事や高い収入を得るとのことだけでなく、友人や家族、コミュニティや地球全体のウェルビーイングのことを考えられなければならないのである。」と示されています。そのために必要なコンピテンシー⁵は、「新たな価値を創造する力」「対立やジレンマを克服する力」「責任ある行動をとる力」とされています。これらは、2030年に大人になるこどもの未来と、全ての人のウェルビーイングのために協働し、持続可能な社会の実現を目指すものです。これらの内容は、2018年(平成30年)に改訂された学習指導要領にも反映され、さらに、乳幼児教育にもつながっています。

1 環境を通して行う教育～乳幼児教育の基本～

市内には、乳幼児教育を行う施設として、保育所、幼稚園、認定こども園があります。所管省庁は、保育所、認定こども園はこども家庭庁、幼稚園は文部科学省であり、それぞれ異なりますが、乳幼児教育の内容は、指針・要領(資料④P36参照)において整合性が図られています。乳幼児期の教育は、こどもが「身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる」という幼児教育の見方・考え方を基本としています。園では、教育的な意図や発達、こどもの興味・関心をもとに環境を整え、幼児教育の見方・考え方をいかながら、こどもがその環境に関わり、主体性を十分に発揮して展開する生活や遊びを通して、望ましい方向に向かってこどもの発達を促すようにすること、つまり環境を通して行う教育が基本となります。

ここで、大切にしたいのは、こどもが「自ら興味や関心をもって主体的に環境に関わりながら、様々な活動をし、充実感や満足感を味わう体験を重ねる中で、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる」ことです。乳幼児教育が目指しているのは、指針や要領の解説にある通り、一つ一つの活動を効率よく進めることでも、保育者の計画通り行うことでもありません。こども自らが周囲に働きかけ自分なりに試行錯誤を繰り返し、いろいろな活動を生み出し、こどもの思いや必要感、興味によって連続性(繰り返し)を保ちながら展開されることが重要です。保育者主導の一方的な保育の展開ではなく、一人一人のこどもが保育者の援助のもとで主体性を発揮すること、つまり、主体はこどもであり、保育者は活動が展開されるように意図をもって環境を整えることが大切です。

2 乳幼児期の生活と遊び

(1) 乳幼児期にふさわしい生活

保育者との信頼関係、安心感に支えられた生活

乳幼児期は、周囲の大人に自分の存在が認められ、守られている安心感が情緒の安定につながり、自分を守り、受け入れてくれる大人との信頼関係もその発達を支えています。安定した情緒

は、やってみたい、新たなことにチャレンジしたいと自分の世界を広げていくことや自立した生活へ向かうためのベースになります。

興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる生活

こどもの興味・関心から発した直接的で具体的な体験には、多くの学びがあり、様々な力の獲得を促していきます。そして、こどもに充実感や満足感を与え、それらがさらに興味や関心を高めていきます。こどもが主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わうことができるようにすることが大切です。

友達や人と十分に関わる生活

乳幼児期は、社会性が発達していく時期でもあります。自分以外の人存在に気付き、友達と遊びたいと関わりが盛んになり、その関わりを通して、自己と他者との違いに気付き、思いやりを深め、集団への参加意識を高めていきます。いざこざも含めて、互いに刺激し合い、様々なものや事柄に対して、さらに興味や関心を深め、意欲も高めていきます。

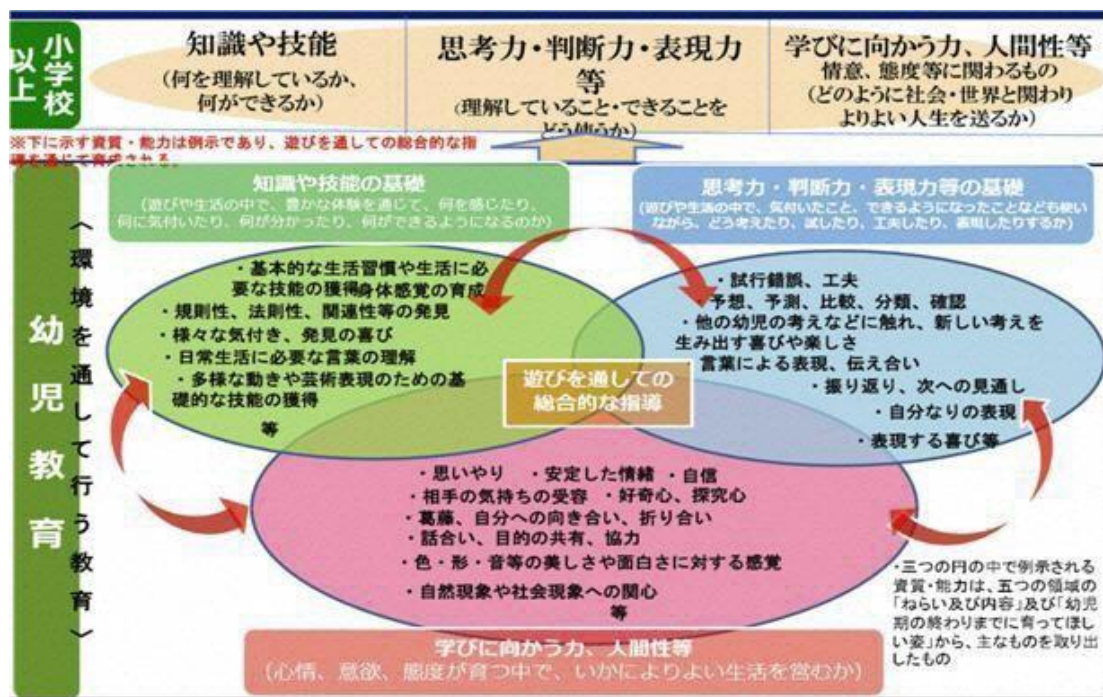
こうした乳幼児期にふさわしい生活をするのが大切です。

(2) 自発的な遊び

乳幼児期の生活のほとんどは、遊びによって占められていると言えます。遊びには、こどもの成長・発達にとって重要な体験が多く含まれています。こどもは遊びを通じて、環境と多様な関わり方をする中で発見したり、想像力を働かせたり、友達と共有したり、協力したりして、達成感や充実感、満足感、挫折感、葛藤などを経験し、成長していきます。この場合、自発的な活動としての遊びであることが重要です。

3 育みたい資質・能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1) 育みたい資質・能力



平成29年度幼児教育指導者養成研修 資料より

園の乳幼児教育においては、生きる力の基礎を育むため、知識・技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性等の3つの資質・能力を育むこととされています。この育みたい資質・能力は、小学校以降の教育にもつながっているとされていますが、小学校教育の前倒しではなく、遊びや生活、体験の中で育まれていきます。また、個別に発達していくものではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくことから、遊びを通じて一体的に育まれます。

- ◎豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
 - ◎気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
 - ◎心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
- 指針・要領より

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、園において、指針・要領に示されている五つの領域のねらいや内容に基づいて行われる活動全体を通じて資質・能力が育まれているこどもの5歳児修了時の具体的な姿です。この姿は、到達するべき目標ではなく、個別に取り出されて指導するものでもありません。乳幼児教育は、環境を通して行う教育であり、こどもの自発的な遊びを通して、一人一人の発達の特성에応じて、これらは育っていくものであり、全てのこどもに同じように見られるものでもありません。また、0歳から乳幼児が発達していく方向性を示しており、5歳児になって突然見られるものでもなく、それぞれの時期にふさわしい遊びや経験を重ねていくことで育まれていきます。

- (1) 健康な心と体
園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
- (2) 自立心
身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
- (3) 協働性
友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
- (4) 道徳性・規範意識の芽生え
友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
- (5) 社会生活との関わり
家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
- (6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7)自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちょうろくするようになる。

(8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9)言葉による伝え合い

保育者や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10)豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

指針・要領より

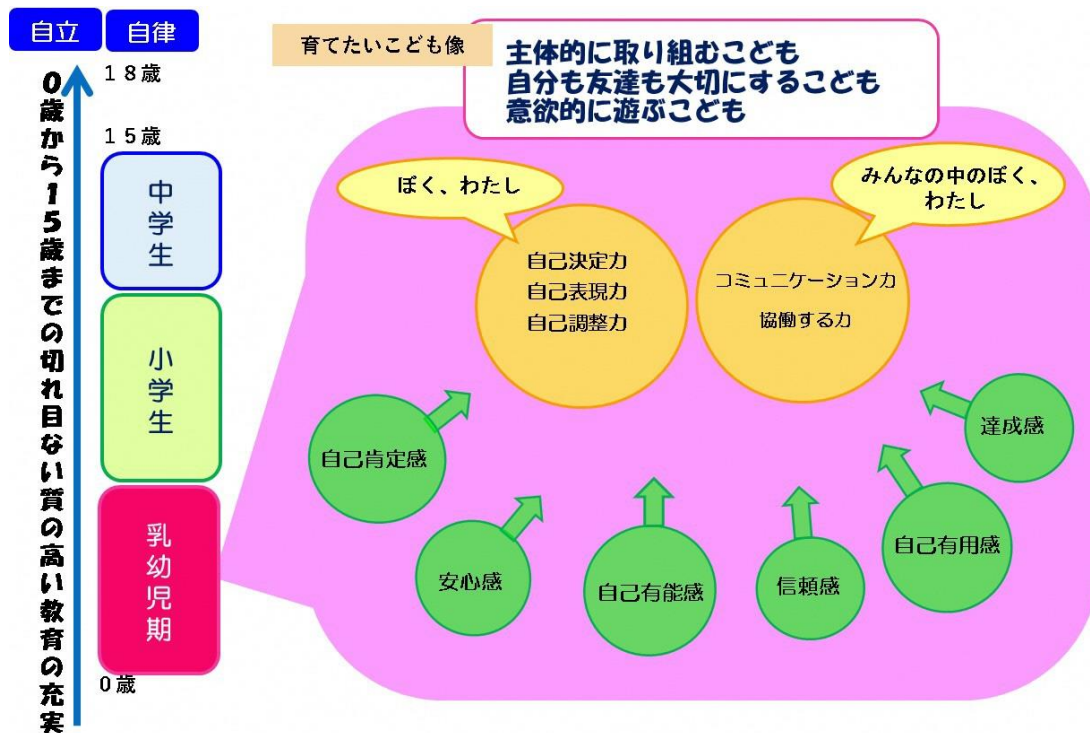
⁵コンピテンシー：単なる知識や能力だけでなく、技能や態度も含む様々な心理的、社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求(課題)に対応する力

第2章 育てたい子ども像と基本理念

次世代を担う「すべての子どもが、その権利が守られ、将来にわたってウェルビーイングな生活を送ることができる社会の実現」に向け、子どもの権利と主体性を尊重し、子どもの心身の健やかな育ちを育むため、次のことを大切にします。

1 育てたい子ども像と育てたい力、育てたいところ

「主体的に取り組む子ども」、「自分も友達も大切にすることも」、「意欲的に遊ぶ子ども」の3つを育てたい子ども像として掲げ、自己決定力、自己調整力、コミュニケーション力等の育てたい力と安心感、信頼感、自己肯定感等の育てたいところを育み、将来、自分で生きていく、自分で考えて行動していくという二つの「自立・自律」を備えた子どもを育成します。これらは、指針・要領に示されている「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい力」にもつながっています。



(1) 主体的に取り組む子ども

「ぼく、わたし」とは、主体的で意欲的な自分を表します。この「ぼく、わたし」を大切にしながら、自分で考え、判断し、行動する「自己決定力」、自分の思いや考えを伝える「自己表現力」、集中し、根気強く取り組み、工夫し、見通しを持つ「自己調整力」を育み、自らが主体となり、遊びや生活等すべてにおいて主体的に取り組む子どもを育成します。

【育てたい力】

- ◆ 自分で考え、判断し、行動する力「自己決定力」
- ◆ 自分の思いや考えを伝える力「自己表現力」
- ◆ 集中し、根気強く取り組み、考え工夫し、見通しを持つ力「自己調整力」

(2) 自分も友達も大切にすることも

「みんなの中のぼく、わたし」とは、友達や集団の中の主体的で意欲的な自分を表します。自らの主体性を尊重されたことは、自分も大切に、友達の主体性も尊重し、大切にすることができます。友達との遊びや体験の中で、人と関わりながら、あいさつをする、感謝や謝罪等の自分の思いや考えを伝える、友達の思いを聞く、話し合うという「コミュニケーション力」、ルールや約束を守ろうとする、自分の気持ちをコントロールしようとする、友達を思いやる、認め合う、力を合わせるという「協働する力」を育みます。

コミュニケーション力や協働する力を育み、自分も友達も大切にすることも育成します。

【育てたい力】

- ◆ 挨拶をする、感謝や謝罪等の自分の思いや考えを伝える、相手の思いを聞く、話し合うという「コミュニケーション力」
- ◆ ルールや約束を守ろうとする、自分の気持ちをコントロールしようとする、友達を思いやる、認め合う、力を合わせるという「協働する力」

「みんなの中のぼく、わたし」が、共通の目的に向けて友達と力を合わせながら、協働的に遊ぶ体験を通して、さらに、意欲、好奇心、探究心等を育みます。

(3) 意欲的に遊ぶことも

これら「ぼく、わたし」、「みんなの中のぼく、わたし」は行きつ戻りつ、相互作用し合いながら育っていきます。興味や関心を持って、様々なものや人、自然事象等(環境)と関わりながら、意欲的に遊ぶことも育成します。

そして、育てたい子ども像、育てたい力を育むためには、安心できる居場所で信頼できる人と「安心感」「信頼感」を育むことが大切です。また、やりたいことをやる中で「達成感」を感じ、自分のことが好きと感じる「自己肯定感」、自分もできる、やればできると感じる「自己有能感」、自分が人の役に立った、人から認められたと感じる「自己有用感」を育むことが大切です。

「ぼく、わたし」「みんなの中のぼく、わたし」の力を育む基盤となることを育てます。

【育てたいところ】

- ◆ 安心できる居場所で「安心感」を抱くこと
- ◆ 信頼できる人と過ごす中で「信頼感」を持つこと
- ◆ 自分のやりたいことをやる中で「達成感」を感じる
- ◆ 自分のことが好きと感じる「自己肯定感」
- ◆ 自分もできる、やればできると感じる「自己有能感」
- ◆ 自分が人の役に立った、人から認められたと感じる「自己有用感」

2 基本理念

「育てたい子ども像、育てたい力、こころ」で示した姿を実現するために、家庭・地域・園・小学校・中学校・行政等、子どもを取り巻く全員が次のことを共有し、「主体性を育む乳幼児教育」を推進します。

主体性を育む乳幼児教育の推進

～みんなでつながり育む舞鶴の子ども～

(1) 主体性の育成

① 自己決定力、自己表現力、自己調整力の育成のために大切にしたい関わり

子どもをたった一人のかけがえのない存在としてありのままを受け止め、個性やよさを認め、ほめることが大切です。一人一人違っていい、いろんな子がいて楽しいと感じられるよう、子どもへの理解を深め、個々の個性やよさ、得意なところを伸ばすように関わります。

子どもは、興味や関心を持つと「やりたい」「やってみたい」と自分から人やもの、環境に関わろうとします。その気持ちを尊重することが意欲を育てます。また、自分で考えて行動するためには、周囲の大人の指示や命令の言葉で行動するのではなく、**子ども自身が気付けるような言葉がけや関わり**が必要です。

やりたい気持ちを尊重し、意欲を育て、自分で行動するために、周囲の大人は、言い過ぎない、答えを言わず見守る、自分で気付けるようなヒントを与えるなど、主体性を尊重した関わりを大切にします。

また、子どもは、年上の人に対する憧れと信頼の気持ちを持って大人を見ています。「おはよう」等の挨拶、「ありがとう」の感謝の気持ち、「ごめんね」の謝罪の気持ちは大人がモデルとなって、子どもに示し、**大人自身が、ルールや約束、マナーを守る**ことを目指します。

- | | | |
|---------------------------|--------------------|-----|
| ◆ 子ども一人一人を理解する | ◆ 子どもの思いや言葉を受け止める | ほめる |
| ◆ 個性を認め、伸ばす | ◆ やりたい気持ち（意欲）を尊重する | |
| ◆ 自分で行動をおこすような言葉がけや関わりをする | | |
| ◆ 大人がモデルになる（挨拶、マナー等） | | |

② コミュニケーション力、協働する力の育成のために大切にしたい関わり

自分の思いや考えを話すためには、周囲の大人が、**子どもの言葉に耳を傾け、応答的にやり取り**することが大切です。伝えたい人、聞いてくれる人、応えてくれる人がいるから、子どもは話そうとします。伝えたい気持ちはコミュニケーション力の土台でもあります。また、相手の思いを聞くということは、自分が聞いてもらったという経験や体験がなければ、難しいことです。

自分の思いや考えを話したり、相手の思いを聞いたり、**話し合いの機会をもち**、園での友達同士や集団の中で、お互いが認め合えるよう、一人一人のよさ、得意なこと、発見したことや行動したことを周りに発信することにより、一人一人が輝く場面をつくっていきます。

また、集団生活の中でのルールや約束があることは理解していても、適応できるかどうかは年齢発達や個人差によるところもあります。大人に決められたルールや約束よりも、自分たちで話し合っ**て決めた約束の方が主体的に意識もでき、より守ろうとします。**

ルールや約束を守ろうという気持ちを育てるために、ルールや約束を守ることは気持ちがよい、友達との遊びもより楽しくなるという経験や、**どうしたら守れるかを、みんなで話し合う機会をもちます。**

加えて、人に強要されて我慢するのではなく、自分から気持ちをコントロールする経験が必要です。集団の中でのけんかやトラブルはチャンスととらえ、相手の気持ちに気づき、よいこと悪いことを判断する機会にし、自分の気持ちに折り合いをつけ、我慢をする経験も大切にします。

- ◆ こどもの言葉に耳を傾け、応答的にやり取りする
- ◆ 話し合う機会をもち、一人一人のよさや得意なこと、発見したことや行動したことなどを周りに発信する
- ◆ ルールや約束をこどもと決め、どうしたら守れるか話し合う機会をもち
- ◆ 相手の気持ちに気づき、自分の気持ちに折り合いをつける機会をつくる

(2) 自己を肯定するころの育成

① 自己肯定感、自己有能感、自己有用感、達成感の育成のために大切にしたい関わり

「自己肯定感」を高めるためには、一人一人のよさを見つけ、ほめることが大切です。また、ほめられることで、「自分もできる、やればできる」という「自己有能感」を感じ、自分に自信をもつことにつながります。

やりたいことが自分なりにうまくいき、満足でき、周囲の人に認められることで「達成感」が得られます。さらに、「人の役に立つ自分、人に認められる自分」という「自己有用感」を感じることができ、この「誰かのために…」という気持ちは、将来、地域や社会のために役立ちたいという気持ちにもつながります。

こどもをほめたり、認めたりする関わりを大切に、主体性を育成するための基盤となる「自己肯定感、自己有能感、自己有用感、達成感」を育てます。

- ◆ ありのままを認める
- ◆ 一人一人のよさを見つけてほめる
- ◆ 頑張っているところや人のためにしてくれた行動を見つけて、ほめる

② 安心感・信頼感と愛着の形成のために大切にしたい関わり

愛着とは、人と人との間で形成され、相手と一緒にいることを望み、一緒にいることで大きな安心感、満足感を感じられる関係と言われています。愛着には、自分が働きかけると相手が応えてくれ、心地よさを与えてくれるという「相互的な関係」と、自分は周囲に温かく受け入れられているという「情緒的満足感」、不安な時、求めている時、だっこやスキンシップ等の「身体接触的關係」という要素が不可欠です。

こどものこころの健やかな育ちのためには適切な「愛着」形成が重要であり、将来にわたる人への信頼感の出発点となります。

周囲の大人との信頼関係を深めるためには、信頼されていることがこどもに感じられるように見守ることや、「失敗しても大丈夫」「間違えてもいいんだよ」とありのままを受け止めることにより、安心して何でも言える雰囲気づくりに努めるなど、(1)「主体性の育成」で示した関わりを大切にする必要があります。

家庭では、一緒に遊ぶ、こどもとの会話を心がける、ほめる、時間は短くても触れ合う機会(手をつないで歩く、抱っこをする等)をもち、各家庭に合ったつながりを大切に、安心・安定できる居場所となることを目指します。また、園では、一人一人のこどもの思いや言葉を受け止め、保育者との愛着・信頼関係を築き、こどもが安心して過ごせる居場所となることを目指します。

- ◆ 大人との愛着形成・信頼関係をつくる
- ◆ 見守り、ありのままを受け止める
- ◆ 安心・安定できる居場所をつくる

第3章 本市の目指す乳幼児教育の基本方針

1 安心できる居場所としての家庭

家庭では、「第2章 育てたいこども像と基本理念 2基本理念(2)自己を肯定するこころの育成」に示されている関わりが大切です。特に、愛着の形成は、こどもの健やかな育ちにおいて大変重要です。『育ちのヴィジョン』(資料②P30参照)においても「乳幼児期の安定したアタッチメント(愛着)はこどもに自分自身や周囲の人、社会への安心感をもたらす。その安心感の下で、こどもは遊びや体験などを通して外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことができるのであり、このような「安心と挑戦の循環」は将来的な自立に向けても重要な育ちの経験なのである。」としています。家庭が人への信頼感の土台となる愛着を形成し、こどもにとって、安心・安定できる居場所となることが重要です。こどもと触れ合って一緒に遊んだり、絵本の読み聞かせをしたりして、こどもと楽しく過ごすことも大切です。

また、『育ちのヴィジョン』(資料②P29参照)で示された理念のひとつに「子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える」とあります。このことから、こどもをまんなかにして、家庭も園も地域も互いにパートナーとして協力し合い、支え合っていくことが大切です。家庭では、地域や園の取組に参加したり、こどもの体験が豊かになるように舞鶴の海、山、川等の自然に触れる体験をしたりすることも大切です。

2 つながり支え合う地域社会

本市の「人をつくり、地域を創造する生涯学習社会の推進～舞鶴版社会教育のあり方～」基本理念には「ゆるやかに人がつながる地域を目指して～あなたが輝く関心型社会～」とあります。「関心型社会」とは、「様々な人の関心・興味を介してつながる社会のこと」とあり、「人が成長し、つながりを創り出していくためには、一朝一夕にできるものではなく、幼い頃から意識して育成することが必要である。そのために、子どもたちは幼少期から成人世代と多く関わるなかで、様々なことを学び受け継ぎながら成長し、成人世代は自分より下の世代と積極的に関わるなかで、様々なことを伝えながら育てていく。その中で他者に関心をもつこと、また、関心や興味をもつものをきっかけに、人の出会いを生み出しながら、学び続け、ゆるやかにつながり、住民が生き生きと暮らすことができる地域社会を創り出していくことが重要である」としています

このことから、地域の人の温かいまなざしに見守られ、関わり合いながらこどもが育っていくことが重要です。地域と家庭、こどもと大人が世代を超えて、ゆるやかにつながり、支え合っていく地域社会を目指します。

<目指す地域のあり方>

1 ゆるやかに人がつながり、お互いを気にかけることができる地域

個人の価値観等を尊重しつつ、ゆるやかなつながりの中で、いざという時には助け合える関係を持つことが必要

2 子どもとともにつながることができる地域

次代の担い手である子どもや若者と繰り返し関わり、子ども、若者たちに夢や希望を芽生えさせることができるような環境が必要

3 一人ひとりの違いを理解し、つながることができる地域

すべての人が孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、人の違いや文化の違いを理解し、共生していくことが重要

4 広い視野で、新たなつながりを創出できる地域

一つの自治会で解決できないことは、隣の自治会や市町、多様な団体など広域的なコミュニティで解決していくという補完が必要。また、市民が今まで培ってきた経験を活かし、新たな学びを地域に還元させるなど市民一人ひとりの力を借りていくことも必要

「人をつくり、地域を創造する生涯学習社会の推進～舞鶴版社会教育のあり方～」より

3 子育てのパートナーとしてのつながり

子どもをまんなかにして、家庭も園も子育ての主体として、互いにパートナーとして協力し合い、支え合っていくことが大切です。そのために、園と家庭、家庭と家庭とのつながりをつくっていくことが必要です。子どもの成長を喜び合う、子育ての悩みを聞くなどの日々のつながりや、保護者に園の取組に協力してもらうなどのつながりが大切です。こうした園と家庭や子ども同士のつながりをきっかけにしながら、保護者同士が子育ての悩みを共有し、互いに協力し合えるように支えていくことも大切です。

園は、地域の中にあり、子どもは地域の子どもでもあります。子ども、保護者、保育者、地域の人に関心型社会の一員として互いに認め合い、ゆるやかにつながっていくことが大切です。そのためには、地域の人に園の子どもや子育てに関心をもってもらえるように、ドキュメンテーション等で園の様子を発信したり、園の活動に協力してもらったりして、地域に開いていくことが大切です。また、子どもが、地域の人やもの、歴史、文化、自然と触れ合うことも大切な体験になります。身近な社会資源でもある様々な施設や農業・漁業・商業者等とつながり、多様な人や世代との交流も大切です。

園は、地域の社会資源のひとつとして、地域の子どもや子育て家庭の居場所となり、子育ての相談にのったり、関係機関と連携したりして、地域全体の子育てを支えていくことを目指します。

4 保育所・幼稚園・認定子ども園等における質の高い乳幼児教育の充実

園では、指針・要領に基づいて、「【参考】乳幼児教育の基本的な考え方」の通り、保育・教育が行われます。乳幼児期の保育・教育は、「環境を通して行う教育」であることを基本とし、以下のことを重視することとしています。

- ◎安心感・信頼感をもっているいろいろな活動に取り組む体験
- ◎幼児期にふさわしい生活～安定した情緒のもと、自己発揮、主体的な活動～
 - ・保育者との信頼関係、安心感に支えられた生活
 - ・興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる生活
 - ・友達や人と十分に関わる生活
- ◎遊びを通じた総合的な指導
 - ・自発的な活動としての遊び
- ◎一人一人の発達の特性に応じた指導
 - ・一人一人を理解

園における乳幼児教育ではこれらを踏まえつつ

こどもがまんなか こどもが主体 こどもが発信

を大切にします。こどもの興味・関心をもとに環境を整え、こどもが主体的に環境と関わりながら、気付いたり、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりして、夢中になって遊び込むことを大切にします。

(1) 育みたい資質・能力の育成

指針・要領に示されている乳幼児教育において育みたい資質・能力においては、以下のことについて特に重要と考えています。以下、保育者⁷の大切にしたい関わりについては、下線で表すこととします。

① 気付き・発見～知識・技能の基礎

乳幼児期には、五感(視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚)を通じて、直接的な体験をすることが大切です。こどもは、様々なものを見たり、触れたりして感じることで気付いたり、発見したりしています。その気付きや発見に保育者が共感したり、認めたり、周りに発信したりして関わることで満足感や充実感を味わうことにもつながります。

② 考える、試す、工夫する、夢中になる体験と対話～思考力・判断力・表現力等の基礎

気付いたり、発見したりしたことから、「なぜだろう」と不思議に感じたり、「知りたい」と好奇心をふくらませ調べたり、予測したり、試したり、工夫したりして、夢中になる体験を大切にします。特に、土、砂、水、草花などの自然は、こどもの体験を豊かにしてくれます。日本には四季があり、季節ごとに様々な変化があり、その時々々の気付きや発見から、考えたり、試行錯誤したりして様々な遊びが生まれます。

本市は、海や川、山などの自然に恵まれており、自然と触れ合う体験もこどもの興味・関心に応じて取り入れていくことが大切です。そして、こどもが何度も試行錯誤を繰り返すためには、十分な時間と空間(場所)、寄り添ってくれる保育者や友達の存在も重要です。園や保育者は、こどもが夢中になって遊び込むための環境を整えることが大切です。

また、気付いたり、発見したり、不思議に感じたりしたことなどをこども自身の言葉で伝えたり、友達の考えを聞いたりすることで、新たな考えを生み出すことにもつながります。遊びの後や1日の終わりには、こども同士で対話をする機会をもち、遊びを振り返ったり、次への見通しをもったりすることも大切です。この時、保育者は、こどもの言葉をよく聞いて対話しながら、こどもの発想を認めたり、肯定的に受け止めたりして、こどもの考えが深まるように関わります。そして、こどもの伝えたい、聞きたいという気持ちを大切にした対話を心がけます。

③ 安心して過ごせる居場所、「楽しい」という気持ち、「やってみたい」という意欲～学びに向かう力・人間性等

こどもにとって生活の場でもある園では、心地よく、気持ちよく過ごすことが基本です。それは、衛生面や安全面での安心・安全だけでなく、こどもの心が安定し、心地よく、気持ちよと感じられることが大切です。こどもは、安心してはじめて、自分のやりたいこと、好きなことを見つけて自己発揮することができます。

特に、0歳から2歳頃にかけては、特定の大人との愛着関係をもとに、信頼感・安心感をもって過ごすことが大切です。保育者は、一人一人のこどもの視線や表情、身振り、言葉(喃語)などに愛情豊かに温かく受容的、応答的に関わることが大切です。3歳以降についても、保育者との信

頼関係をもとに情緒が安定し、「楽しい」「おもしろい」「やってみたい」と様々なものに興味・関心をもち、自ら環境等に関わり、充実感や達成感が得られることが大切です。

保育者は、一人一人のこどもの存在そのものを認め、周りにも認められるように発信することや、一人一人の個性やよさを伸ばす言葉がけをすることが大切です。こどもの思いを受け止め、寄り添い、共感し、信じて任せる、待つといった関わりが、こどもの信頼感や安心感につながります。また、「もっとやってみたい」という意欲や「おもしろい」「なぜだろう」という好奇心を引き出すには、指示や命令、制限するような言葉がけではなく、こども自身の考えが深まるように問いかけたり、誘いかけたり、提案したりする言葉がけが大切です。

(2) 主体性の尊重

① 主体的な生活

乳幼児期は、自分で食べられるようになる、自分で服を脱ぎ着できるようになるなど、生活の自立に向けた大切な時期でもあります。特に、1、2歳頃のこどもは、なんでも「自分で」とやってみようとしています。できないから保育者がする、自分でできるからこどもがするのではなく、こども自身が「自分でやってみたい」という思いがあれば、その思いを尊重し、見守ることが大切です。反対にできるけれどやってほしい時には、その思いを受け止め、手伝ったり、一緒にしたりすることも大切です。こどもの思いを大切にしておくことが、主体性を尊重することにつながります。また、主体性を尊重することで、さらに自分でやってみようとする意欲が高まり、生活の自立へとつながっていきます。

② 主体的な遊び

乳幼児期は遊びを通して学んでいます。こどもは、学ぼうと思って遊ぶのではなく、興味や関心をもち、好奇心を働かせ、楽しい、おもしろいと感じて遊ぶのです。つまり、遊びはこどもの主体的な活動とも言えます。

0歳から2歳頃は、初めてものと出会い、ものとじっくり関わり、ものを使って遊ぶようになります。自ら見たり、触れたり、感じたりして、繰り返しものと関わることは、探究の原点とも言えます。そのためには、こどもの発達や興味・関心をもとに環境を整えることが大切です。

3歳以降も同様に、こどもがやってみたいと思うことを実現するために、こどもの興味や関心をもとに環境を整えます。そして、こどもが環境と関わり、遊びをつくり出し、友達とイメージを共有したり、話し合ったりして、さらに遊びを広げていきます。保育者は、こどもと一緒に遊びながら、こどもの思いに寄り添ったり、支えたりして関わります。何度も繰り返すことや、昨日、今日、明日と遊びがつながることは、こどもの学びを深めることにもなります。じっくりと探究し、考えたり、試したりするためには、ゆったりとした時間が不可欠です。

保育者は、専門職として一人一人の遊びのプロセスやその学びを見取ることも必要です。こどもの主体性も大切にしながら、保育者も一緒に遊びをつくり出す一人として、また、保育者としてのねらいや願いも含めて、主体性を発揮することが大切です。

③ 協働的な遊び

5、6歳頃には、こども同士で遊びを進めていく姿が見られるようになります。互いの思いや考えを伝え合い、友達の考えを聞いて、新たな考えを見つけたり、自分の思いに折り合いをつけたりしていくことが必要です。友達とのいざこざや葛藤も含めて、保育者が判断するのではなく、こども自身で考え、解決していくことが大切です。そのためには、まずは自分の思いを受け止めてもらい、認めてもらう体験を重ねること、つまり、主体性を尊重された体験が、友達の主体性を尊重すること

につながっていきます。保育者は、一人一人の思いを聞き、受け止め、認め、支えるように関わり、一人一人の主体性を尊重することが大切です。

また、繰り返し遊ぶ中で友達と共通の目的に向かって、話し合ったり、協力したりすることも大切です。みんなで同じことをするというよりも、一人一人の思いや考えが尊重され、それぞれの主体性が発揮される中で、同じ方向や目標に向かっていくことを協働と捉える必要があります。

行事については、子どもにとって必要なものか、子どもの興味や関心がかき立てられ、主体的に楽しく活動できるようになっているかが重要です。日々の生活や遊びが行事に向けての準備だけに追われてしまうことのないよう、また、結果や出来栄だけが重視される、見せるための行事にならないようにしていくことが大切です。

(3) 土台となるからだところの育成

① 健康なからだの育ち

子どもの健やかな成長・発達には、食事、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣の形成はとても重要です。中でも、食べることは生きることであり同時に、おいしく食べることは、楽しい活動のひとつでもあります。食は、からだだけでなく、こころの成長や豊かな人間性を育む基礎となります。毎日の食事はすべての基本とも言えます。十分な睡眠や早寝早起きなども含めて生活習慣の形成は、子どもが安心して眠れ、楽しく食事できる環境など、子どもの年齢にふさわしい生活のリズムを家庭と園が一緒につくっていくことが大切です。

園では、からだを動かすことが楽しい、気持ちがいいという体験をすることも大切です。そのためには、遊びの中で多様な動きが経験できるように、子どもがからだを動かしたくなるような環境を整えることや、子どもの興味・関心から楽しいと感じられる運動遊びを取り入れるようにすることが大切です。また、体力・運動能力には、年齢による差や個人差も大きいことから、発達に合わせた運動遊びをすることも重要です。

② 健やかなこころの育ち

子どもは生活や遊びの中で様々なことを体験し、学んでいます。美しいものに触れ、こころを動かし、イメージをふくらませることを通じて、豊かな感性やこころを育てています。そして、感じたことや考えたことを自分なりに表現したり、イメージしたものをつくったりして、表現することを楽しみます。保育者は、音、色、形、感触等を意識したいろいろな素材を準備し、子どもが触れたり、描いたり、つくったり、遊びに使ったりして楽しめるように環境を整えます。

また、様々な体験の中には、子ども自身が好奇心、探究心を発揮し、試したり、工夫したりして主体的に活動を進めることで「楽しかった」「うまくいった」という充実感や達成感を味わうことができる体験と、「うまくいかない」「困った」という葛藤や挫折感を味わう体験があります。このような体験は、どうしたらよいか考え、工夫し、「もう一回やってみよう」とチャレンジするチャンスでもあります。保育者は、うまくいかないことや困ったことをチャンスと捉え、失敗しないように先回りするのではなく、見守り、あきらめずにチャレンジしようとするこころの思いを支えることが大切です。「次はこうしてみよう」「こうしたらどうなるだろう」と何度も試行錯誤を繰り返すことで、さらに、充実感や達成感が得られ、自信にもつながります。

(4) 一人一人の発達に応じた支援

『育ちのヴィジョン』(資料②P26参照)には、支援の必要な子どもを「他の子どもと異なる特別な子どもと考えるべきではなく、一人一人多様である育ちの中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要な子どもと捉えることが大事」とし、「線引きするのではなく、すべての子どもの多様な育ちに応じた支

援ニーズの中で捉えるべきである。また、心身の状況にかかわらずひとしく育ちを保障するためには、どのようなまわりの環境(社会)を整えるべきかという発想が重要である。」と示されています。このことを踏まえ、園では、一人一人の個性や多様性を尊重し、子どもをかけがいのない存在として認め、一人一人のこどもが安心して自己発揮できることが大切です。中でも、支援の必要なこどもには、一人一人の発達やニーズに合わせた丁寧な支援や配慮を行う必要があります。そのためには、担任以外の発達支援員の配置と連携、一人一人に合わせた支援、個別の支援計画の作成、環境の整備、関係機関との連携等を行うことが必要です。

本市では、医療や療育、教育等の専門職が園を巡回し、支援の必要なこどもの支援方法などについて助言をする「にじいる個別支援システム」を実施しています。保育者は、巡回や研修等を通じて、発達や障害等への理解を深め、支援方法にいかしていくことが大切です。

また、支援の必要なこどもも一緒に過ごすインクルーシブな保育環境は、多様な人や価値観にふれる貴重な機会にもなります。一人一人の個性が尊重され、支援の必要なこどもも集団の一人として、必要な存在であることが認められるような集団をつくるのが大切です。そのために、保育者は、安心して過ごせるように、一人一人の個性や多様性を尊重し、肯定的に受け止めて関わることが大切です。

園では、発達支援コーディネーターを中心に、園内で支援方法等を共有し、学校や医療、療育等の関係機関と連携を図って行くことが大切です。特に、切れ目なく、こどもの育ちや支援方法をつなぐため、就学先に個別の支援計画等を引き継ぐなど、一人一人に応じて対応することも重要です。また、家庭とも情報を共有し、周囲への理解を深めることも大切です。不安を抱えている親には、一緒に子育てをしていくパートナーとしてサポートしていく必要があります。

(5) 保育者の質の維持・向上

質の高い乳幼児教育を実践していくためには、保育者の質の維持・向上が重要です。そのためには研究会や研修会等の学びの機会が必要です。外部の研修会や公開保育等への参加はもとより、園内においても、ドキュメンテーション⁸などを活用し、保育者自身が実践を振り返り自己評価⁹し、保育者同士で日々のこどもの姿や保育を語り合う機会も必要です。保育者が互いの主体性を発揮し、語り合うことで、多様な見方や考え方に出会い、質を高めることにつながります。また、研修会等で学んだことを園内に広めるためにも、リーダーとなる人材を育成する必要があります。経験年数に応じて計画的に育成を図る必要があることから、様々な研修会や研究会等への参加は重要です。

また、公開保育は、園における自己評価だけでなく、地域に園を開くことで、他者の評価の視点が入り、より効果的に質を高めることができます。同様に、他(者)園の保育を見ることも、保育者の質の維持、向上につながります。

⁷保育者：保育士、幼稚園教諭、保育教諭、栄養士、調理師、看護師等を含め、園でこどもに関わっている人を総称して保育者とする

⁸ドキュメンテーション：こどもの言葉や姿、保育者の意図や遊びの中のこどもの育ちや学びを可視化し、保護者に発信したり、保育の振り返りに活用したりする記録。

⁹自己評価…保育の計画や記録等を通して、自らの保育実践を振り返ったり、保育者同士で話し合ったりすることで評価し、その専門性の向上や保育の質の確保・向上につなげる。「保育所保育指針 第1章総則 3保育の計画及び評価 (4)保育内容等の評価」参照

5 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校・中学校との連携・接続

(1) 学びを深める、学びをつなぐ連携活動

「第1章乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨 2 (1)国の動向 ③幼保小の架け橋プログラム」に示している通り、架け橋期(5歳児～小学校1年生の2年間を対象)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指し、園・校種を越えて連携・協働することが求められています。

つまり、5歳児と1年生の2年間を架け橋期と捉え、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しではなく、それぞれの学びを深め、つないでいくことが重要です。そのためにも、本市で取組をすすめている連携協力園校の5歳児と1年生による連携活動は、単なる交流ではなく、学びを深める、学びをつなぐ活動にしていく必要があります。5歳児と1年生が同じ目的に向かって一人一人が自己発揮しながら、自分の考えを伝え合ったり、一緒に活動したりすることで、多様な関わり方や体験が得られ、学びを深めることができます。保育者と教員も互いの保育・教育の違いを知り、理解を深めることになります。そのために、こどもも保育者も教員も互いに関わり合い、対話をすることが大切です。また、保育者と教員は、連携活動を通して、また、研修等を通して、こどもにどのように育ってほしいのか、何を学んでほしいのかを共有し、関わっていくことが大切です。その際には、育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を活用し、その育ちや学びを見取ることも大切です。

また、このような連携活動にしていくためには、日々の保育・教育の充実が重要です。連携活動は、特別な日ではなく、日々の保育や授業の延長線上にあると言えます。そのために、保育者と教員は、日々の保育や授業の充実を図ることが大切です。

(2) それぞれの学びの充実

小学校・中学校では、主体的・対話的・深い学びの実現に向け、「主体的な学び手」の育成に向け「ワクワクする学びへ」をキャッチフレーズに、こども自らが探究し、学び続ける授業を目指して取り組んでいます。(舞鶴市教育委員会「子ども自らが探究し学び続ける授業デザイン舞ラーニング Ver.2」より)

こども自らが課題を見出し、見通しを立てながら探究し、ともに深め合い、振り返ることで学びを確かめ、さらなる課題に向かうために、次のようなこどもの姿を目指しています。

- ① 「これって不思議」「なぜ、どういうことかな?」と課題を見つけ【課題を設定する力】、「おもしろそう」「調べてみたい」と見通しをもつ【見通す力】
- ② 「分からないな」「どうやって調べよう」と個々で追及し【情報を活用する力】、「もしかしたらこうかな?」「みんなはどう思う?」と自分の考えをまとめ、と他者へと伝える【考えを形成する力・言葉の力】
- ③ 「こう考えた。その訳は～だからだよ」と自分の考えを伝え、「なるほど。その考えもいいね」と異なる考えに出会い、自分の考えが深まったり、新たな気づきが生まれたりする【反応する力】【対立やジレンマを克服する力】【新たな価値を創造する力】
- ④ 「よく分かった」と振り返り【振り返る力】、「もっと、やってみたい」「もし、こうだったらどうなるかな」と新たな課題を見つける【新たな課題を見出す力】

舞鶴市教育委員会「子ども自らが探究し学び続ける授業デザイン舞ラーニング Ver.2」より

こどもが本来持っている「自ら学ぶ力」が発揮できるよう、教師はよき「伴走者」となり、一人一人の学びを見取り、支援する「個別最適な学び」と、多様な他者をつなげ、学びを深める「協働的な学び」を進め、「主体的な学び手」を育成しています。

園では、本章「4 保育所・幼稚園・認定こども園における質の高い乳幼児教育の充実」に示している保育を実施することが重要です。

そして、小学校・中学校が目指している「主体的な学び手」の育成と、本ビジョンが示す「育てたいこども像や育てたい力、育てたいところ」や基本理念の「主体性の育成」「自己を肯定するところの育成」とは、方向性や考え方も含めてつながっています。それぞれの段階で充実が図られることが、連携や接続には不可欠です。

(3) 園・校種を越えた次世代育成

少子化により、家庭や地域で異年齢のこどもと触れ合う機会が減少していることから、親になっていく次世代の小・中学生にとって、乳幼児期のこどもと触れ合う機会は大変貴重です。自己を確立していく思春期のこどもにとって、乳幼児期のこどもに頼られることによって、必要とされる自分を意識することもでき、自己肯定感を高めることにもなります。また、乳幼児期のこどもにとっても、小・中学生と触れ合うことで憧れの気持ちや親近感を持つことができます。避難訓練、家庭科の授業等を通じて、小・中学生が園のこどもと触れ合い、交流する機会をつくることが大切です。

そのためには、中学校区ごとに園や小学校・中学校が、それぞれの立場や違いを越えて、普段から、地域の保育者・教員同士が交流し合い、合同の研修を受けるなど、互いの指導のあり方を学び、相互理解するよう取り組むことが大切です。

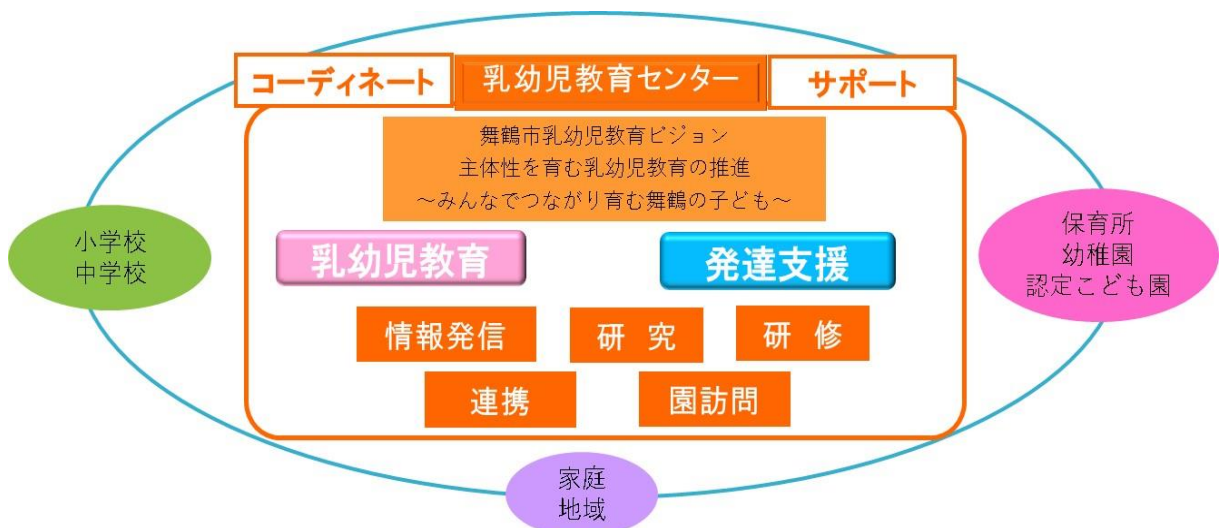
第4章 質の高い乳幼児教育の推進に向けて

1 乳幼児教育ビジョンを推進するための体制

本ビジョンに基づき、質の高い乳幼児教育を目指すためには、その担い手である園や、乳幼児期の育ちと学びをつなげていく小学校・中学校、そして、家庭や地域全体が、本ビジョンの趣旨等を共通理解し、互いにパートナーとして連携・協力を図っていくことが重要です。

(1) 乳幼児教育センターの役割

舞鶴市乳幼児教育センター(以下、「センター」という。)は、本ビジョンに基づき、質の高い乳幼児教育の推進を目指し、次のような役割を担います。当該センターでは、『乳幼児教育』『発達支援』の分野において、「情報発信」「研究」「研修」「連携」等に関する事業を企画・運営し、「コーディネート」「サポート」を行います。センターには、乳幼児教育や発達支援に関するコーディネーターや相談員等の専門職を置き、園向けの研修や家庭・地域・学校との連携・接続をサポートとし、相互の連携・調整等のコーディネートする役割を担います。



(2) 行政部署の連携

センターの機能を十分に発揮させるため、園を所管する福祉部門と学校を所管する教育委員会との連携はもとより、こどもまんなか社会の実現に向け、保健、医療、社会教育や地域のコミュニティづくりなど関連する施策との連携の強化を図ります。そのために、こどもの健やかな育ちを支える各機関、保健センター、子育て支援基幹センター、こども総合相談センター等とも連携を強化します。

2 質の高い乳幼児教育の研修・研究

(1) 乳幼児教育の質の維持・向上研修

園における質の高い乳幼児教育を推進するためには、保育者の質の維持・向上が重要です。「保育者研修・育成指標」をもとに経験年数に応じて、乳幼児教育の質の維持・向上に向けた研修を実施し、公私、園・校種を越えて学び合うことを大切にします。

公開保育やドキュメンテーション研修を通して、自分の実践や自園の保育を振り返ることが自己評

価につながり、保育者や園の質の維持・向上が期待できます。自己評価は、振り返りを通じた質の維持・向上が目的であり、課題や反省点ばかりあげるのではなく、こども理解につながり、保育が楽しくなることが大切です。保育者の保育をよくしたいという願いや思い、主体性を大切に、保育者同士で保育を語り合う研修を行います。

また、園、小学校・中学校の保育者・教員等が、こどもの発達や互いの保育・教育の理解を深めるために共に学び合う研修も行い、公私、園・校種の枠を越えた同僚性も育みます。

その他にも、「こどもの権利」「乳児保育・教育」「保幼小連携」「マネジメント」「食育」「発達支援」等に関する研修を実施し、質の高い乳幼児教育を目指します。

(2) 架け橋プログラムの研究

本市においては、2019年に「舞鶴市保幼小接続カリキュラム～まいつるカリキュラム015～」を策定し、0歳から15歳までの切れ目ない円滑な接続を目指してきました。カリキュラムに基づき、連携協力園校の5歳児と1年生が、年間を通じて連携活動を実施し、こども同士や保育者・教員等が交流し、相互理解を深めています。この取組を継続し、さらに、学びが深まる、学びがつながる連携活動になるよう、連携協力園校のサポートをします。

また、各小学校では、乳幼児期の育ちと学びを意識したスタートカリキュラムを作成し、こどもが安心して、園での経験をいかしながら学べるような滑らかな接続を目指してきました。「第1章乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨2(1)国の動向③幼保小の架け橋プログラム」に記載の通り、これまでの取組をいかしながら、架け橋期としての5歳児と1年生の2年間の保育・教育が充実するように研究を進めます。

3 保育所・幼稚園・認定こども園、家庭、地域との連携と情報発信

本市は、私立園が多く、それぞれ園の特色をいかした乳幼児教育が行われています。その特色をいかにしながら、さらなる乳幼児教育の質の維持・向上を目指し園内研修等のサポートを行ったり、公私立の園が連携を深められるように取り組んだりします。また、園と小学校・中学校との連携も進めます。

ビジョンの推進に向けて、シンポジウムや講演会・講座等を開催し、園や小学校・中学校の保育者・教員等のもとより、家庭・地域等の様々な分野の人々にその内容を発信し、共通理解を図ります。

資料

資料① こども基本法

(目的)

第一条この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

(こども施策に関する大綱)

第九条政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一こども施策に関する基本的な方針

二こども施策に関する重要事項

三前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6・7(略)

(都道府県こども計画等)

第十条都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

資料② 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)」の策定に向けて(答申)～すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～

はじめに

○こども¹は、生まれながらにして権利の主体であり、その固有の権利が保障されなければならない。

○令和4年6月には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども基本法(令和4年法律第77号)が与野党を超えた賛同を得て成立し、翌年4月に施行された。こども基本法の制定は、我が国が、権利主体としてのこどもの最善の利益を常に第一に考え、こどもに関する取組・政策を 社会のまんなかに据えていく「こどもまんなか社会²」の実現を目指すという、大きな価値転換である。

○特に「こどもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイング³の基盤となる最も重要な時期である。全世代の全ての人⁴でこの時期からこどものウェルビーイング向上を支えていくことができれば、「こどもまんなか社会」の実現へ社会は大きく前進する。これは社会全体の責任であり、全ての人々のウェルビーイング向上につながる。

○しかし、我が国の状況を見ると、必ずしも全ての乳幼児の権利や尊厳が保障できている現状にはない。また、今の親世代の幼児期までの育ちと比べ、家庭や地域の状況など社会情勢が変化している中で、全ての乳幼児のウェルビーイング向上を、心身の状況

や置かれた環境に十分留意しつつひとしく、その一人一人それぞれにとって切れ目なく、支えることができているだろうか。子ども基本法及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)にも掲げられたこれらの権利を生まれた時から保障し、「こどもまんなか社会」を実現するための取組は途上にある。

○そのため、本答申では、内閣総理大臣から子ども家庭審議会に対してなされた諮問⁵を受け、幼児期までの「こどもの育ち」そのものに着目し、全ての人と共有したい理念や基本的な考え方を整理した。これに基づき、社会全体の認識共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進するための羅針盤として定めるものが、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」(以下『育ちのヴィジョン』という。)であり、これは、人生の基盤的時期を過ごす乳幼児を含めた全世代の全ての人による、以下のような社会の実現に寄与することを目指すものである。

- ・乳幼児を含めた全てのこどもが誰一人取り残されずに、権利主体として、命と尊厳と権利を守られる社会
- ・乳幼児の思いや願いが受け止められ、社会への参画が応援される社会
- ・乳幼児と保護者・養育者⁶が安定した「アタッチメント(愛着)」⁷を形成できる社会
- ・人や場との出会いを通して、豊かな「遊びと体験」が保障される社会
- ・保護者・養育者になる前から切れ目なく、様々な人や機会に支えられ、こどもとともに育ち、成長が応援される社会
- ・各分野や立場を越えた認識共有により、乳幼児に関わる人が緊密に連携し、切れ目のない「面」での支援が実現できている社会
- ・乳幼児と全ての人と一緒に育ち合う好循環が続いていく社会

○『育ちのヴィジョン』に基づき、このような社会への変革を着実に実現していくことにより、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」が一層大事にされるとともに、保護者・養育者、保育者、子育て支援者等が、社会からその尊い役割を応援され、安心してこどもの笑顔や成長を喜び合うことができる社会を、全ての人とともにつくっていくことが、政府の責務である。

○『育ちのヴィジョン』に基づく社会全体の認識共有と、政府全体の取組を、子ども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「こども大綱」や次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」等と整合的に進めることにより、「こどもまんなか社会」の実現を強力に牽引することを期待する。

¹ 本答申では、子ども基本法等と同様、心身の発達の過程にある者をいう。

² 子ども基本法の目指す、常にこどもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国の真ん中に据えた社会。

³ 後述(1.「生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上」参照。)

⁵ 諮問第1号「今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針及び重要事項等について」(令和5年4月21日)

⁶ 本答申では、父母等のいわゆる「保護者」に限らず、子どもを養育している立場にある者を指し、日常的養育者の立場にある祖父母や、社会的養育に携わる専門職(児童福祉施設職員、里親等)などを含め、「保護者・養育者」と表記するものとする。

⁷ 後述(2.(2)参照。)

1. 『育ちのヴィジョン』を策定する目的と意義

・生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上
(「ウェルビーイング」の考え方)

○本答申においては、全ての人で支えるべき「こどもの育ちに係る質」⁸について、子ども基本法の目指す、こどもの生涯にわたる幸福、すなわちウェルビーイングの考え方を踏まえて整理した。この「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル⁹)に幸せな状態にあることを指す。また、ウェルビーイングは、包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含む¹⁰。このようなウェルビーイングの向上を、権利行使の主体としてのこども自身が、主体的に実現していく視点が重要である。

○なお、ウェルビーイングは、生涯にわたる全ての時期を通じて高めることが重要であり、こどもとともに育つおとなにとっても重要なものである。こどももおとなも含め、一人一人多様な個人のウェルビーイングの集合として、社会全体のウェルビーイング向上の実現を同時に目指すことが必要である。

(身体的、精神的、社会的な全ての面を一体的に捉える)

○本答申において「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的な全ての面を一体的に捉えた観点(バイオサイコソーシャルの観点)での幸福の概念であり、換言すれば、こどもの持つ身体と心、周囲を取り巻く身近な環境や社会的状況、より広い環境としての社会(以下「環境(社会)」と表現する。)を一体的に捉えたものである。また、ウェルビーイングの向上を、生涯にわたり実現することが、こどもの最善の利益を考慮していく上で重要である。

なお、身体と心の側面のみならず、環境(社会)についても、こども一人一人多様であるといった視点に留意する必要がある。

(多様性を尊重し、包摂的に支援する)

○『育ちのヴィジョン』は、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、どのような環境に生まれ育っても、また、心身・社会的にどのような状況にあっても、多様な全てのこども一人一人をひとしく対象としている。

○特に、障害児については、他の子どもと異なる特別な子どもと考えるべきではなく、一人一人多様な育ちがある中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要な子どもと捉えることが大切であり、障害の有無で線引きせず、全ての子どもの多様な育ちに応じた支援ニーズの中で捉えるべきである。また、心身の状況にかかわらずひとしく育ちを保障するために、周囲の環境(社会)を整える¹¹視点も重要である。

○また、共生社会¹²の実現に向けて、『育ちのヴィジョン』は、幼児期までの時期から切れ目なく、インクルージョンの考え方を前提とするべきである。その上で、体制整備も含め、一人一人の子どもの育ちに係る質を持続的に担保する必要がある。これは、学童期以降のインクルーシブ教育システムの実現とも切れ目なくつながる、共生社会の実現に向けた重要な視点である。

○さらに、身体的・精神的・社会的なあらゆる要因によって困難を抱える子どもや家庭を包括的に支援する必要がある¹³。

⁸ 経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月閣議決定)において、『『幼児期までの子どもの育ちに係る基本的な指針(仮称)』を策定し、全ての子どもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進する』とされている。

⁹ 成育基本法(成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号))に基づく、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(令和5年3月閣議決定)においても、「バイオサイコソーシャルの観点(身体的・精神的・社会的な観点)」が重視されている。

¹⁰ 教育振興基本計画(令和5年6月閣議決定)においては、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている

¹¹ このように、障害が本人の医学的な心身の機能の障害と社会における様々な障壁の相互作用によって生じるものであるとする「障害の『社会モデル』」の考え方は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)等においても取り入れられている。

¹² 障害の有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をいう。

¹³ 様々な困難を抱える子どもや家庭の利益を考えると、翻って全ての子どものために何が必要かを考えることにつながるという考え方も重要である。

・『育ちのヴィジョン』の目的

(「子どもの誕生前から幼児期まで」の重要性)

○乳幼児期は、脳発達の「感受性期¹⁴」と言われ、脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の1つであるなど、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって、特に重要な時期である。また、生涯の健康や特定の病気へのかかりやすさは、胎児期や生後早期の環境の影響を強く受けて決定されるという考え方¹⁵もあるなど、「子どもの誕生前」も含め、育ちを支える基盤的時期として捉える必要がある。さらに、「育ち」の側面と両輪をなす「学び」の側面¹⁶からも、米国における研究で、質の高い幼児教育は長期にわたって影響を与えるとされているなど、幼児期までの重要性は世界的にも確認されている。

○取組によって特に着目する月齢や年齢に違いはあるが、「誕生前から幼児期まで」の子どもを重視した支援は、諸外国や国際機関でも推進されているなど、世界の潮流¹⁷でもある。

○子どもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要であるこの時期への社会的投資こそが、次代の社会の在り方を大きく左右する。そのため、子どもと直接接する機会がない人も含め、社会全体にとっても幼児期までが極めて重要であることが、全ての人の間で共有されなければならない。

(全ての子どもへのひとしい保障)

○一方で、児童虐待による死亡事例を例に挙げても、約半数が0～2歳¹⁸であるなど、基本的な生命に関する子どもの権利が、誰一人取り残さずひとしく保障されているとは言えない現状がある。

○また、0～2歳児の約6割は就園していない状態¹⁹であり、少子化の進行等に伴いきょうだいの数も減ってきている中、子ども同士で育ち合う機会や、保護者以外のおとなと関わる機会、様々な社会文化や自然などの環境に触れる機会が、家庭の環境によって左右されている現状がある。園や子育て支援、地域社会等とつながることによって、育ちの環境をより一層充実させる機会 は、子どもがどこに暮らしていても、家庭の環境に十分配慮しつつ、ひとしく保障されることが必要である。

○さらに、多くの子どもが通園する満3歳以上²⁰にあっても、施設類型や家庭・地域で過ごす時間の違いによって、ひとしく育ちを保障する上での格差が生じないようにしなければならない。

○このように、全ての子どもの育ちをひとしく支える上では、今の親世代の幼児期までの育ちと比べ、家庭や地域の状況など社会情勢が変化していることや、今の社会の現実を踏まえ、従来の発想を超えて対応すべき課題がある。

～中略～

(『育ちのヴィジョン』の目的の在り方)

○以上を踏まえ、『育ちのヴィジョン』の目的は、全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月²¹」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることである。

○『育ちのヴィジョン』は、子ども基本法の目的・理念にのっとり、多様な子どもの心身の状況や、置かれている環境等に十分に配慮しつつひとしく、それぞれの子どもにとって「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を通じて切れ目なく、子どもの周囲の環境(社会)を捉えながら、その心身の健やかな育ちを保障する観点で定める必要がある。

○上記の目的を達成するためには、『育ちのヴィジョン』を、全ての人で共有したい理念と基本的な考え方を示し、社会全体の認識共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する羅針盤として位置づけることが重要である。

○本答申は、このような羅針盤を策定することで、次代の社会を担う全ての子どもの権利を守り、全ての人に関心及び理解を増進するなど社会全体の認識共有を図るとともに、「こども大綱」に基づくこども施策の推進等を通じて全ての人具体的な取組を推進することにつなげていくことを求めるものである。

¹⁴ 生きる環境に適応的に働く脳へと成熟することに向けて、特に環境の影響を受けやすい時期を指すが、その1つが概ね7～8歳までの時期であるとされている

¹⁵ DOHaD(Developmental Origins of Health and Disease)の概念。

¹⁶ 文部科学省が主導している「幼保小の架け橋プログラム」等の下で、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を超えて、家庭や地域における学びも含め、0歳から18歳まで切れ目ない学びの連続性を踏まえつつ、「遊びを通した学び」の考え方を重視する幼児教育の充実を図っている。

¹⁷ ユニセフ(国連児童基金)は、途上国はもとより先進国においても、幼児期までの期間が重要であるとの考え方をとっており、中でも胎内にいる時から2歳の誕生日までの「最初の1000日」に着目している。これに基づき、栄養やケア、教育や子どもの保護を含めて多面的に子どもやその養育者を支援するプログラムのほか、法律や政策への働きかけ等を行っている。また、概ね8歳までを発達において重要な「Early childhood」と位置づけ、発達支援に取り組んでいる。

¹⁸ 令和5年9月にこども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会がとりまとめた、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)」。

¹⁹ 0～2歳児は可能な限り家庭で育てたいと考える保護者がいるなど、就園していない子どもとその家庭の子育て状況は様々であり、就園していないこと自体を問題視するような情報発信や対応とならないように留意が必要

²⁰ 「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究」(令和5年3月)によれば、3歳以上の未就園の背景要因には、我が国の場合、低所得、多子、外国籍など社会経済的に不利な家庭の子どもや、健康・発達の課題を抱えた子どもが未就園になりやすい傾向があることが明らかになっていることにも留意。

²¹ 『育ちのヴィジョン』を全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児から小学校1年生まで)が概ね94～106か月であることに着目した概念。詳細は、「おわりに～実効性のある『育ちのヴィジョン』とするために～」(『育ちのヴィジョン』を全ての人と共有するための副題の設定等)参照。

(乳幼児の思いや願い)

○乳幼児は、例えば、以下のような[安心したい]、[満たされたい]、[関わってみたい]、[遊びたい]、[認められたい]といった思いや願いを持ちながら、周囲の環境(社会)との関係の中で心身の発達を図り、生涯にわたるウェルビーイングの基盤を築いている。身近な人との応答的なやりとり等を通して、こうした思いや願いを持つようになること自体、乳幼児の発達であるが、子どもの視点で考える上で、乳幼児はこのような思いや願いを持っているという視点で整理した。

[安心したい]

身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合ったりすることで安心しながら育つ。

[満たされたい]

「愛されたい」「抱っこしてほしい」「食べたい」「寝たい」「関心を持ってほしい」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムをつくりながら育つ。

[関わってみたい]

子ども同士の関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われたり、多様な人や環境(社会)と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づいたりしながら育つ。

[遊びたい]

身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊んだり、自然に触れて、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含めたあらゆる「遊びと体験」を通して、様々なことを学んだりしながら育つ。

[認められたい]

周囲の人にありのままを受け止められ、尊重され、自分の存在や意思、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がついたり、そうした経験から他者への理解や優しさを育んだりしながら育つ。

(こども基本法にのっとりた理念)

○このような『育ちのヴィジョン』の対象時期の特徴も踏まえると、こども基本法に示されている理念は次のように捉えることができ、こ

れを『育ちのヴィジョン』の理念とすることが適当である。

(1)全てのこどもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている

全てのこどもが、生まれながらにして権利を持っている存在として、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人の多様性が尊重されている。(こども基本法第3条第1号関係)

(2)全てのこどもが安全・安心に生きることができ、育ちに係る質が保障されている

どのような環境に生まれ育っても、心身・社会的にどのような状況であっても、全てのこどもの生命・栄養状態を含めた健康・衣食住が安全・安心に守られ、こども同士つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの質が保障されている。(こども基本法第3条第2号関係)

(3)こどもの思いや願いが受け止められ、主体性が大事にされている

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達程度に応じて、言葉だけでなく、表情や行動など様々な形でこどもが発する声や、声なき声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、こどもの今と未来を見据えて「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。(こども基本法第3条第3号及び第4号関係)

(4)子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える

身近な保護者・養育者が、社会とつながり合い、社会に支えられ、安心と喜びを感じて子育てを行うことがこどものより良い育ちにとって重要である。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有することができ、社会に十分支えられているからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを実感することができ、社会もそれを一緒に喜び合うことができる。(こども基本法第3条第5号及び第6号関係)

2. 幼児期までのこどもの育ちの5つのヴィジョン

(羅針盤としての5つのヴィジョン)

○本答申では、子育て当事者の立場からの知見、脳科学・発達心理学・公衆衛生学・小児科学などの科学的知見、幼児教育や保育における実践や理論を背景とする専門的知見などを踏まえてなされた議論をもとに、「こどもの育ち」そのものについての身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの観点を踏まえ、以下の5つを『育ちのヴィジョン』の柱として整理した。

○これらは、普遍的に重要な考え方を踏まえつつ、現代の我が国の社会的状況に鑑みて、当面の羅針盤として特に全ての人と共有したい基本的視点を整理したものである。

(1)こどもの権利と尊厳を守る

(2)「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

(3)「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

(4)保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

(5)こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

(5つのヴィジョンの関係性)

○生涯にわたるウェルビーイング向上のためには、その前提として、全ての人の責任の下で、権利主体としてのこどもに必ず保障しなければならない権利と尊厳が、全てのこどもにひとしく保障されることが重要である。その上で、乳幼児の発達の特長も踏まえ、ウェルビーイング向上において特に重要な「アタッチメント(愛着)」と「遊びと体験」に着目し、「安心と挑戦の循環」という考え方を整理している。

○これらは、直接的には乳幼児の育ちを支える時に重要なことだが、そのためには「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支えることが不可欠である。

○また、こどもの誕生後も含めて、乳幼児は身近な保護者・養育者の影響を強く受けることや、保護者・養育者自身にとっても「こどもの誕生前から幼児期まで」は最初期であり、特に支援が必要であることを踏まえ、「こどもの育ち」そのものを支える観点から、こどもとともに育つ保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支えることが重要である。

○さらに、このように家庭を基本として養育の第一義的責任を有する保護者・養育者の役割が重要であるからこそ、その養育を社会が支え、応援することが大事である。また、こどもは家庭のみならず、様々な環境や人に触れながら豊かに育っていくが、こどもの育ちに関する家庭や地域などの社会の情勢変化により、今の親世代が乳幼児期を過ごした時代と変化している現代の社会構造を踏まえ、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増していくことが必要である。

○身体的・精神的・社会的な観点(バイオサイコソーシャルの観点)を踏まえながら、このような考え方で整理した5つのヴィジョンを共有して、国や地方公共団体が「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」に関係するこども施策を推進すること等を通じて、全ての人とともに具体的な取組を進め、それらを不断に見直し、一層充実させていくことを期待する。

(2)「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

①育ちの鍵となる「安心と挑戦の循環」

○「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」の最たる特徴は、「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が重要ということである。これらが生涯にわたるウェルビーイング向上の土台をつくる。本答申では、このこどもの育ちの鍵となる考え方を「安心と挑戦の循環」として整理した。

○乳幼児期の安定した「アタッチメント(愛着)」は、こどもに自分自身や周囲の人、社会への安心感をもたらす。その安心感の下で、こどもは「遊びと体験」などを通して外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことができるのであり、その過程をおとなが見守りこどもの挑戦したい気持ちを受け止め、こどもが夢中になって遊ぶことを通して自己肯定感等が育まれていくことが重要である。このような「安心と挑戦の循環」は、こどもの将来の自立に向けても重要な経験である。

②幼児期までのこどもの育ちに必要な「アタッチメント(愛着)」の形成

○各分野の専門性の中で議論されてきた、こどもの育ちに必要な「アタッチメント(愛着)」の位置づけやその重要性について、全ての人とわかりやすく共有することが大切である。例えば「『愛着』の対象は母親、血縁関係にある者でなければならない」などの過去の社会通説²⁸にとらわれず、乳幼児期に真に必要な愛着について、全ての人と、科学的知見を踏まえた考え方と育ちのプロセスにおけるその重要性を共有することが必要である。

○こどもの育ちに必要な「アタッチメント(愛着)」は、こどもが怖くて不安な時などに身近なおとな(愛着対象)がその気持ちを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台である。また、「アタッチメント(愛着)」は、こどもが自分や社会への基本的な信頼感を得るために欠くことのできないものであり、こどもの自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくものである。

○安定した「アタッチメント(愛着)」は、自分や他者への信頼感の形成を通じて、いわゆる非認知能力の育ちにも影響を与える重要な要素であり、生きる力につながっていく。また、「愛着」という言葉は、保護者・養育者とこどもの関係のみを指す印象を持つことがある。もとより、保護者・養育者はこどもが「アタッチメント(愛着)」を形成する対象として極めて重要である²⁹ものの、保育者など、こどもと密に接する特定の身近なおとなも愛着対象になることができる。

③幼児期までのこどもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」

(豊かな「遊びと体験」)

○乳幼児期からウェルビーイングを高めていく上では、上述の「アタッチメント(愛着)」を基盤として、人や環境との出会いの中で、豊かな「遊びと体験」を通して外の世界へ挑戦していくことが欠かせない要素である。

○乳幼児の育ちの最大の特徴とも言える行為が「遊び」である。また、自然に触れたり、芸術や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、日常生活における豊かな「体験」を得たりすることも重要である。

○本答申では、『育ちのヴィジョン』の理念や基本的な考え方を全ての人でわかりやすく共有する観点から、「遊びと体験」を念頭に、「安心と挑戦の循環」において「挑戦」という表現をしている。

○こどもの生活の中心を占める「遊び」について、こどもの育ちにおける重要性の過小評価も見られる中で、生涯にわたるウェルビーイング向上のために乳幼児期に必要な豊かな「遊びと体験」について、できる限り具体的な場面が浮かぶように留意しつつ、「遊びと体験」についての考え方を、こども目線の「遊び」の観点から整理した。

○また、豊かな「遊びと体験」を通じた挑戦は、基盤となる「アタッチメント(愛着)」さえあれば乳幼児が主体的に向かうものではない。多様なこどもやおとなとの出会い、モノ・自然・絵本等³⁰・場所等との出会いを通して、様々な感覚を働かせながら、環境からの刺激を受けることが必要であり、そうした豊かな「遊びと体験」の機会を、保護者・養育者、幼児教育・保育施設や子育て支援施設の保育者などを含めた全ての人との取組を通じて、日常的に保障することにより、乳幼児の更なる挑戦を支援・応援していくことが大切である。

²⁸ 科学的知見に基づき、いわゆる「3歳児神話(こどもは3歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、こどものその後の成長に悪影響を及ぼすという言説)」には根拠がないとされている。

²⁹ こうした観点からも、後述のとおり、保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支えることは重要である(2.(4)参照)

³⁰ 3要領・指針解説においては、園児が興味や関心を抱き、主体的に関われるような環境の一つとして、絵本、物語などのような園児にとって身近な文化財のある生活環境などが考えられるとしている。また、こども家庭庁こども家庭審議会では、こどもたちの健やかな育ちに役立てるため、「児童福祉文化財」と称して、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカル等の舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品を推薦している。

資料③ 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」

はじめに

中央教育審議会では、令和3年1月に『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(以下、「令和3年答申」という。)を取りまとめ、2020年代を通じて実現すべ

き教育の姿を示した。現在、文部科学省では、1人1台端末の整備や小学校35人学級の計画的整備等を進め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成し、多様な個性を最大限に生かすため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等の取組を着実に進めている。このような学びの充実を一層確実なものとするためには、幼稚園・保育所・認定こども園(以下、「幼児教育施設」という。)といった施設類型を問わず、また、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう、幼児期の教育から小学校教育への教育の充実を図ることが必要となる。とりわけ、教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と小学校以降の教育とを円滑につないでいくためには、子供の成長を中心に据え、関係者の立場を越えた連携により、発達段階を踏まえた教育の連続性・一貫性の基に、接続期の教育の充実に取り組むことが必要である。この点、平成29年に公示された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下、「3要領・指針」という。)においては、教育に関わる側面のねらいや内容に関して更なる整合性が図られるとともに、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めることが明記された。また、小学校学習指導要領においても、学校段階等間の接続を図ることが明記された。さらに、3要領・指針及び小学校学習指導要領においては、持続可能な社会の創り手¹として必要な資質・能力の育成や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」²など、施設類型や学校種を越えて、子供の成長を理解する手掛かり等が共通に整理された。このように、幼児教育施設と小学校(以下、「幼保小」という。)においては、3要領・指針及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが求められている。しかし、家庭や地域の状況の違いを越えて、幼児教育施設の多様性を生かしながら、幼保小の協働により接続期の教育の充実を実現していくためには、未だ数多くの課題がある。また、幼児教育については、「子ども・子育て支援新制度」(平成27年4月～)、「幼児教育・保育の無償化」³(令和元年10月～)など、全ての子供に質の高い幼児教育・保育を提供するための施策が進められてきた。一方、令和3年の出生数が約81万人⁴となるなど、少子高齢化や人口減少に歯止めがかからないほか、我が国の経済・社会情勢の変化等により、家庭や地域による小学校就学前の子供の学びや成長の格差、障害のある子供や外国籍等の子供など特別な配慮を必要とする子供への対応の増加など、新たな課題が生じている。このような状況を踏まえ、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に、「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」(以下、「特別委員会」という。)を設置し、全ての子供に学びや生活の基盤を保障するための方策や、各地域において着実にこうした方策を推進するための体制整備等を中心に審議を行った。このうち、幼児教育と小学校教育の接続については、「幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チーム」を設置し、幼保小の接続に関する取組を進めるに当たって、関係者で共有し大切にしたい視点、進め方のイメージ、必要な体制整備の内容を含む「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)」の素案を取りまとめた。また、同チームの下に、「幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ」を設置し、教育の質保障の観点から、今後求められる幼児期及び幼保小接続期の教育の姿、現状と課題、今後の方向性について検討を行い、「報告書」を取りまとめた。これらを踏まえ、本特別委員会において審議を行い、令和4年3月に「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」(以下、「手引き」という。)(参考資料1)及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)」(参考資料2)を取りまとめるとともに、今般、本「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(以下、「審議まとめ」という。)を取りまとめた。本審議まとめは、幼保小という異なる施設類型や学校種にまたがる5歳児から小学校1年生までの2年間⁵を「架け橋期」と称して焦点を当て、当該時期の教育(以下、「架け橋期の教育」という。)の重要性について、幼保小の先生⁶はもとより、家庭や地域をはじめ、子供に関わる全ての関係者に幅広く訴えることを目的としたものである。そして、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育施設、小学校、家庭、地域、幼保小の関係団体、地方自治体の教育委員会・保育担当部局など、子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働することが必要であり、そのような連携・協働を通じて、幼児教育や小学校教育の充実を図るとともに、子供の健やかな成長に不可欠である家庭や地域の教育力の向上へとつなげていくことが重要であるとされた。また、子供の健やかな成長という同じ目標に向かって、子供に関わる関係者が真に一体となって連携・協働することにより、子供はもとより、保護者や幼保小の先生をはじめとする全ての関係者のウェルビーイング⁷の実現へとつなげていくことも期待される。我が国では、令和4年6月、こども基本法が成立し、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ること」ができる社会の実現を目指すこととしている。教育行政を所掌する文部科学省においては、本審議まとめを踏まえ、こども家庭庁⁸をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、全ての子供に格差なく質の高い学びの機会を提供できるよう、幼児期及び架け橋期の教育の質を保障していくことが必要である。文部科学省をはじめとする関係省庁、地方自治体の教育委員会、首長部局、幼児教育関係者、小学校教育関係者、さらには家庭、地域等を含め、子供を取り巻く全ての関係者が、本審議まとめの提言内容の実現に向けて、共に取り組んでいくことを期待する。

¹国際連合が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)のうち目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進

する」の中で、持続可能な社会の創り手を育成する「持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development: ESD)」の推進が目指されている。小学校学習指導要領や幼稚園教育要領の前文でも、一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにする旨が盛り込まれた。

² 3要領・指針において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」を示している。

³ 令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実現しており、その趣旨は、次のとおりである(「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定))。

・幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つであること

・認知能力だけでなく、根気強さ、注意深さ、意欲などの非認知能力等を身につけるためにも、幼児期の教育が特に重要であり、幼児教育・保育の質の向上も不可欠であること。

⁴ 厚生労働省「令和3年人口動態統計」では、出生数は81万1622人で、前年の84万835人より2万9213人減少し、明治32年の人口動態調査開始以来最少となった。

⁵ 幼児教育施設の年長(5歳児)の4月から小学校1年生の3月までの2年間を指す。架け橋期の期間については、幼児教育と小学校教育の教育課程の構成原理や指導方法等に様々な違いがあるため、幼保小の教職員が相互理解を図って円滑な接続を実現し、それぞれの教育を充実するためには、数か月程度の短い期間では不十分であり、長期にわたって取り組むことが必要であると考えられる。また、後述する幼保小の協働による「架け橋期のカリキュラムの作成及び評価」(年度単位)の実効性の点から、幼児教育施設の年長(5歳児)から小学校1年生の2年間とした。

⁶ 幼保小の管理職、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、小学校教諭等を指す

⁷ 中央教育審議会教育振興基本計画部会「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について(報告)」(令和5年1月13日)では、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」としている。

⁸ こども家庭庁は、こども家庭庁設置法に基づき、令和5年4月1日、内閣府の外局として発足予定。

一、幼児期及び幼保小接続期の教育に関する法令改正等の変遷

2. 現行3要領・指針、小学校学習指導要領等

○ 現行幼稚園教育要領の改訂に当たっては、幼児教育から高等学校教育までを見通して教育課程の基準の在り方について議論がなされ、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)が取りまとめられた。

○この答申を踏まえ、平成29年に改訂された現行幼稚園教育要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供に育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、育成を目指す資質・能力の明確化や「主体的・対話的で深い学び」が実現するようにすること等が示されている。

○また、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領についても、教育に関わる側面のねらい及び内容に関して、3要領・指針の更なる整合性を図る改定・改訂が行われた。また、育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を示した。これらの資質・能力が、5領域におけるねらい及び内容に基づいて展開される活動全体を通して育まれていった時、幼児期の終わり頃には具体的にどのような姿として現れるかを、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化した。併せて、小学校教育との円滑な接続を重視している⁹。

○小学校学習指導要領においても、幼児期の教育から小学校教育に円滑に移行できるよう、各教科等の指導において「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること」が求められている。また、「特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと」とされ、スタートカリキュラムの編成・実施に関わる規定がなされた。これを受け、国立教育政策研究所においては、「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～」¹⁰(平成30年)が作成されている¹¹。

○これらを踏まえ、これまでの幼保小の学びや生活をつなぐ工夫としては、交流行事や合同研修など、子供同士や先生同士の交流・相互理解を促す取組、発達の段階に応じた教育の特質について理解を促す工夫(「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有など)、子供一人一人の学びや生活の過程で考えられる困難さと指導上の工夫の共有などが行われてきている。

⁹ 3要領・指針では、「小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする」「育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を共有するなど連携」を図り、「小学校教育との円滑な接続を図るよう努める」とされている

¹⁰ 国立教育政策研究所では、「スタートカリキュラムスタートブック」(平成27年)を作成し、各学校における取組を支援してきた。さらに、平成29年改訂の小学校学習指導要領の理念の実現に加え、スタートカリキュラムの取組を学校全体として一層充実させていくことを目的として、新たに本手引きが作成されている。

¹¹ 小学校学習指導要領第1章総則では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。」とされている。

二、現状と課題、目指す方向性

1. 架け橋期の教育の充実 (2) 目指す方向性

① 子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実

○ 幼児期に培った資質・能力は、生涯にわたり重要なものであり、それを小学校において更に伸ばしていくことが必要である。一方、幼児教育と小学校教育においては、教育課程の構成原理など様々な違いを有することから、とりわけ義務教育の開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」は、幼保小が意識的に協働して子供の発達や学びをつなぐことにより、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要である。幼保小においては、架け橋期の円滑な接続をより一層意識し、乳幼児期の子供それぞれの特性など発達の段階を踏まえ、一人一人の多様性や0歳から18歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育内容や指導方法を工夫することが重要である。

○ 特に小学校入学前後の架け橋期は、子供が幼児教育施設における遊びを通した学びや成長を基礎として、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期である。そのため、小学校の入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動に取り組むことが求められる。

○ また、小学校低学年における教育全体においては、例えば生活科において育成する「自立し生活を豊かにしていくための資質・能力」を、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児教育との円滑な接続が図られるよう工夫することが求められる¹⁹。

○ 子供一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするため、3要領・指針や小学校学習指導要領の理念をより徹底し、架け橋期とそれにつながる時期、さらにその後の時期を見通しながら、教育の充実に取り組むことが必要である。

○ 幼保小においては、このような架け橋期の教育の位置付けや重要性について認識を共有し、子供の成長を中心に据えながら一体となって、架け橋期の教育の充実に取り組むことが求められる。

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫による PDCA サイクルの確立

(ア) 幼保小の協働による架け橋期のカリキュラムの作成

○ 幼保小が教育課程の構成原理等の違いを越えて相互理解を深めるためには、幼保小が協働し、共通の視点を持って教育課程や指導計画等を具体化できるよう、架け橋期のカリキュラムを作成することが重要である²⁰。また、その際は、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かりとして活用することが考えられる。

○ 具体的には、3要領・指針の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等や小学校学習指導要領を参照しながら、地方自治体が定める教育に関する基本的な方針等²¹や幼児教育施設・小学校の教育目標、子供の実態等を踏まえて、幼保小が協働して「期待する子供像」や「育みたい資質・能力」を明らかにするとともに、この「期待する子供像」や「育みたい資質・能力」を基にして、「園で展開される活動」や「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等」等を具体的に明確化していくことが考えられる²²。そして、このような取組を幼保小それぞれのカリキュラム・マネジメントと連動させていくことが大切である。

○ その際には、幼児期の遊びを通した学びが小学校の学習にどのようにつながっているかについて、幼保小の先生が子供の姿の事例を通して、具体的に対話することが重要になる。例えば、幼児期に友達と集めた木の葉の数の合計の数を数えたり、同数に分け合ったりすることは数への興味や関心を高め、小学校の算数の学習にもつながっていくものである。このような具体的な事例を用い

て、大事にしている子供の経験等の対話を通じて相互理解を深めていくことが非常に重要であり、幼児期の興味や関心に基づいた多様な体験が小学校以降の学習や生活の基盤となること、ひいては言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の持続可能な社会の創り手として必要な力の育成等につながっていくことについて共通理解を図ることが求められる²³。

○なお、小学校入学当初は、生活科を中心としたスタートカリキュラムの編成・実施により、幼児期の生活に近い活動と児童期の学び方を織り交ぜながら、幼児期の豊かな学びと成長を踏まえて、子供が主体的に自己発揮できるような場面を意図的につくることが求められている²⁴。小学校においては、架け橋期のカリキュラムの実効性を高めるためにも、幼児教育と小学校教育の円滑な接続において重要な役割を担うスタートカリキュラムの位置付けを再確認し、架け橋期のカリキュラムを踏まえた教育課程の編成・実施・改善を進める中で、スタートカリキュラムの充実を図ることが必要である。

○また、幼保小の相互理解を図るためには、自分が所属する幼児教育施設又は小学校の教育内容等を相手に伝えるだけでなく、相手の教育内容や指導方法を理解し、自らの指導を見直し工夫することが求められる。異なる施設類型や学校種の教育内容や指導方法を理解し、指導の見直しや工夫を行うことは、幼児教育施設や小学校の先生の双方にとって、自らの指導や子供の学びを豊かにする貴重な機会につながると考えられる。

○さらに、幼児教育施設においては、私立が多く、また複数の施設類型が存在し、それぞれが特色ある幼児教育を展開していることから、小学校教育との接続の基盤となる幼児教育施設間の横の連携強化に取り組むことも重要である。

¹⁹ 小学校学習指導要領第1章総則第2の4「学校段階等間の接続」(1)参照

²⁰ 手引き33頁、34頁参照。

²¹ 地方自治体は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努める(教育基本法第17条第2項)とともに、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項)ものとされている。

²² 架け橋期における資質・能力を幼保小の先生が共に明確化することにより、各教科等の内容との関連を考えやすくなる。検討に当たっては、話を聞ける、ルールを守れるといったことではなく、3要領・指針及び小学校学習指導要領における「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を踏まえて、具体的に明確化することが大切である。

²³ 手引き24頁参照。

²⁴ 小学校学習指導要領解説生活編62頁参照

二、現状と課題、目指す方向性

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有 (1)現状と課題

○ 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を保障していくためには、幼保小が、施設類型や学校種の違いを越えて連携・協働し、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実に取り組んでいく必要がある。そのためには、幼児期に育まれた資質・能力が小学校教育にどのようにつながっているか、関係者がイメージを共有し、実践できるようにする必要があり、ともに、学びや生活の基盤を育むため、幼児教育施設がどのような工夫をしているかについて理解を広げていく必要がある。

○ 幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら 総合的に学んでいくことが重要である。このような遊びを通して学ぶという幼児期の特性は、普遍的に重視すべき視点であり、社会の変化に伴い、今まで以上に重要になってきている。

○ 一方で、遊びを通して学ぶという幼児期の特性に関する認識が、社会的に共有されているとは言い難く、幼児教育については、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しと誤解されることがある。例えば、現在、令和3年答申を踏まえ、小学校以降においては1人1台端末等を日常的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することが求められているが、小学校以降の教育を見通すことと前倒しをすることは違うことに留意しながら、幼児教育の充実を図ることが求められている。

○ また、幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないことが、個別の幼児教育施設の状況や家庭環境等によって小学校入学時点で格差が生じていることや、小学校の入学直後から学習や生活になじめない子供がいること、施設類型や学校種を越えて相互理解を図ることが困難であることなど、接続期が抱える問題の背景になっていると考えられる。このことは、よりよい教育を通してよりよい社会を創るという理念を社会と共有して実現を図る「社会に開かれたカリキュラム」の観点からも、大きな課題である。

(2) 目指す方向性

① 幼児教育の特性に関する認識の共有

○ 幼児期は身体と感覚・感性を通じた体験が必要な時期であることや、幼児教育はいわゆる早期教育や小学校教育の前倒しではなく、子供が主体的な遊びの中で試行錯誤し考えたり、先生の関わりや環境の構成を工夫したりすることにより、「主体的・対話的で深い学び」を実現していることなど、遊びを通して学ぶという幼児教育の特性について、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝えながら、社会や小学校等と共通認識を図っていくことが重要である。

○例えば、いわゆる認知能力と非認知能力は相互に関連し、支え合って育っていくと言われている。子供の体験の幅を広げ、質を深めるための関わりや環境の構成に取り組むことが求められ、その際、言語や数量等との出会い、人やものとの関わりなどの中で感じたこと等も、子供にとっては貴重な体験であるということ認識することが大切である。

○また、教育が有する文化の伝達・継承機能を意識することが大切である。日常生活や自然の移り変わりに根差した言葉遊びなどを通して、楽しみながら豊かな言葉や表現に触れる機会をつくるなどの配慮が重要となる。例えば、絵本や物語の読み聞かせなどを通して言葉に親しむことや、子供が興味を持つような言葉の響き・リズムの面白さや身体を使った表現との組合せなどを生かした工夫をしつつ、日本語の伝統にある名文等の豊かな文章や表現の響きに親しむようにすることは、楽しい言葉や美しい言葉との出会いを通して言葉の感覚を身に付けることにつながっていくと考えられる。

○このように、遊びを通して学ぶという幼児教育の特性を踏まえ、日本語の豊かな表現に慣れ親しみ、楽しく遊びながら日本語感覚を身に付けることによって、コミュニケーション能力や自己表現する感性を育むなど、言葉を豊かにする遊びの工夫が必要である。このことは、将来の小学校教育において、語彙量を豊かに増やしていく学びにもつながると考えられる。

○なお、幼児教育施設での生活においては、直接的・具体的な体験が重要であるが、ICTを活用することにより、遊びの展開の一層の充実を図り、より深い学びに向う教育活動を実施することも可能である。その際、ICTの特性や使用方法、子供の発達等を考慮しつつ、子供の直接的・具体的な体験を通じた学びを、更に深い学びにするための工夫を行いながら活用することが重要である。ICTの操作の習得を目的としたり、先生の一方的な指導となったりすることなく、子供の興味や関心が広がるような豊かな体験が可能となるよう、ICTを活用することが必要である。

②ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化

○幼児教育施設においては、ICTを活用したドキュメンテーション³⁰やポートフォリオ³¹といった子供主体の遊びを通じた学びの記録により、日々の教育実践や子供の学びを「見える化」し、先生の教育の意図や環境の構成の工夫等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、保護者や地域住民の理解を深めて信頼を得る取組が行われてきている。

○また、公開保育など保護者や地域住民等が参加する機会においても、子供主体の遊びを通じた学びを記録したドキュメンテーション等により「見える化」を行い、保護者や地域住民等の理解や対話を促進する取組が行われている。このような取組を進め、保護者や地域住民等の幼児教育施設の運営や教育活動への理解を促進し、「社会に開かれたカリキュラム」や「社会に開かれた幼児教育施設づくり」につなげていくことが期待される。

○国や地方自治体においては、幼児教育施設におけるICTを活用した幼児教育のプロセスと子供の学びの「見える化」と、「見える化」による保護者や地域住民との連携の好事例等を収集し発信することにより、幼児教育の特性について社会の認識も高めていくことが重要である。

³⁰ 写真等を用いた子供の学びの記録や教育実践の記録を指す。

³¹ 遊びの様子や成果などの記録や作品をファイル等に集積したものを指す。

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

(2) 目指す方向性

① 地方自治体における推進体制の構築

○地方自治体において、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用等を推進することが必要である。

○今後、教育委員会、教育センター、幼児教育センター等においては、後述の幼保小の架け橋プログラムの推進を担うことが重要であり、幼児期及び架け橋期における①教育の質を向上するための体制の構築(関係部局が連携・協働した体制を含む)、②教育に関する専門性の向上(指導主事・幼児教育アドバイザー等の配置、指導資料の充実・実践事例の蓄積、研修の充実など)、③域内全体への取組の普及といった機能が求められる。

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等

(ア) 架け橋期のコーディネーター等の育成

○架け橋期の教育の充実にあたり、幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う架け橋期のコーディネーター⁵⁶や幼児教育アドバイザーの育成が急務である。特に幼児教育と小学校教育の双方に精通する人材が求められており、地方自治体においては、幼保小における人事交流や私立を含む幼児教育施設に小学校の先生を1年程度派遣する研修、幼児教育施設と小学校の先生のペアをつくり相互の職場で保育・授業体験等を行いながら共に架け橋期のカリキュラムを作成する研修等が行われている。

○架け橋期の教育の充実を図るためには、このような地方自治体の取組を推進するとともに、教育委員会において、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上をはじめ、十分な指導・助言ができるような体制を整備し、幼保小接続や生活科を中心とするスタートカリキュラムの質の向上等に関する研修の充実を図ることが重要である。

(イ) 幼児教育施設の園長や小学校の校長等を対象とした研修の充実

○架け橋期の教育を充実するためには、その意義や具体的な方法について、幼児教育施設の園長等や先生、小学校の校長等や先生を対象にした研修を実施することが重要である。地方自治体がリーダーシップを発揮し、例えば、組織的・計画的な園内・校内研修、施設類型や学校種を越えた研修や合同研修の実施(園内・校内研修への他園・他校の先生の参加・協議を含む)、幼児教育施設・小学校の教育活動に携わる参加研修、相互の職場体験、人事交流などに取り組むことが必要である。なお、合同研修の実施等に当たっては、施設類型や学校種における特有の表現やそれぞれに持つイメージが異なる表現(教育課程、指導、教材等)について、地方自治体関係者や講師が補足説明を行い、参加者の理解に違いが生じないよう配慮すること等が必要である。また、独立行政法人教職員支援機構においても、幼保小の先生の相互理解を促す研修を検討する必要がある。

○とりわけ、幼保小が組織的・一体的に取組を進めるためには、幼児教育施設の園長等や小学校の校長等の管理職の理解や役割が重要であることから、管理職の研修を充実することが必要である。そして、幼保小の管理職においては、相互に連携・協力関係を構築し、学校運営計画等に架け橋期の教育に関する取組を位置付けること等により、計画的に取り組むことが重要である。

○特に、公立の小学校の校長等は数年で異動するため、幼保小の取組に影響が出ているとの指摘がある。人事異動により継続的に取り組むべき幼保小の取組に影響が生じないよう、教育委員会による小学校校長の研修等において、3要領・指針の趣旨や具体的内容、幼保小の架け橋プログラムの好事例等について取り上げるとともに、国においては、その際に活用できる短時間で視聴可能な保育の研修動画の提供等の支援を行うことが期待される。

(ウ)効果的な研修の実施

○幼児教育の現場では、外部研修で受けた理論に関する内容を現場で実践し、それをまた次の研修に持ち寄って研修を行うという、理論に関する外部研修と園内の教育実践の往還を繰り返す研修が進められている。その際、子供が主体的に遊ぶ姿や学びの過程について、写真や事例のドキュメンテーション等の活用により具体的に可視化を行いながら研修を行うことで、先生同士の子供理解が深まったり、保育への手応えややりがいが高まったりするなど、一層効果的に実施することが可能になるとの報告がある。地方自治体においては、このような効果的な研修の実施方法等について情報収集を行い、研修の充実に取り組むことが必要である。

⁵⁶ 幼保小の教育に造詣が深く、架け橋期のカリキュラムの実践を統括し、幼児教育施設及び小学校への助言や支援等を行う者を指す。

資料④ 保育所保育指針 幼稚園教育要領 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

保育所保育指針

第1章 総則 1保育所保育に関する基本原則 (2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ち、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活のリズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

幼稚園教育要領 第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本

乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する目的及び第9条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感をもっているような活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう、園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

なお、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が入園してから修了するまでの在園期間全体を通して行われるものであり、この章の第3に示す幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を十分に踏まえて行うものとする。

資料⑤ 保育者研修・育成指標

育てたい子ども像

主体的に取り組む子ども

意欲的に遊ぶ子ども

自分も友達も大切にできる子ども

育てたいところ

育てたい力

自己決定力
自己表現力
自己調整力

コミュニケーション力
協働する力

自己肯定感
自己有能感
自己有用感
達成感

安心感
信頼感

大切にしたい関わり

・子どもを一人一人を理解する
・個性を認め、伸ばす
・子どもの思いや言葉を受け止める ほめる
・やりたい気持ち(意欲)を尊重する
・大人がモデルになる
・自分で行動をおこすような言葉がけや関わりをする

・子どもの言葉に耳を傾け、応答的にやりとりする
・話し合う機会をもち、一人一人のよさや得意なことや発見したことなどを周りに発信する
・ルールや約束を子どもと決め、どうしたら守れるか話し合う機会を持つ
・相手の気持ちに気づき、自分の気持ちに折り合いをつける機会を持つ

・よさを見つけてほめる
・一人一人を認める

・大人との愛着・信頼関係をつくる
・見守り、ありのままを受け止める
・安心・安定できる居場所をつくる

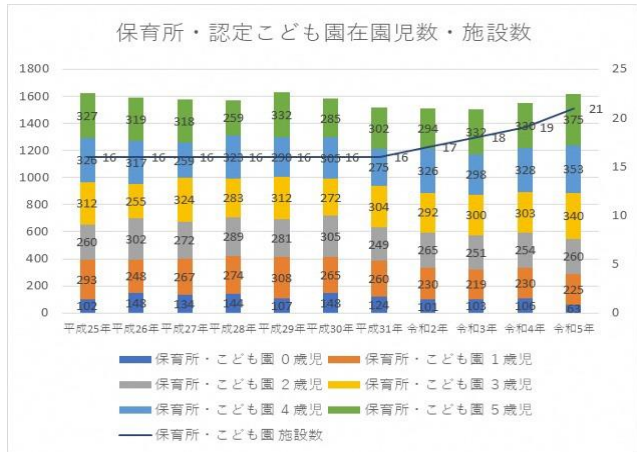
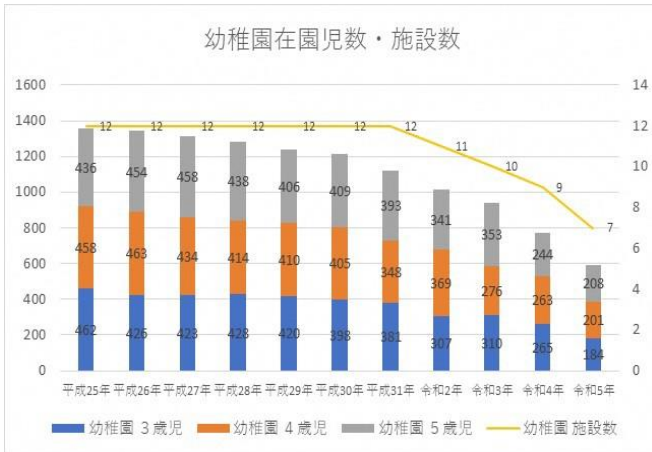
目指す乳幼児教育の基本	①育てたい児童・能力の育成 主体性の尊重	②中台となるからたところの育成(健康、安全、基本的な生活習慣)	③一人一人の発達に応じた支援(個々の発達段階、関係性、環境との関係)	④安心できる居場所としての形成、つながり支え合う地域社会(家庭、地域との連携)	⑤保育者の質の維持・向上(研究、自己研鑽、保育者としての基本)	⑥学びを深める、学びをつなぐ(幼幼・幼小連携、研修活動の充実)
キャリアステージ(経験年数)	保育者としての真実能力 ・子どもの興味・関心を起点とした環境構成 ・主体的(自発的)な遊びの展開 ・五感を通じて直接的な体験 ・自ら考え、探求し、工夫し、試行錯誤する体験 ・友達と思いを伝え合い、力を合わせる経験	・危機管理、安全、衛生に関する取組 ・子どもが安心して過ごせる環境 ・子どもの年齢発達に合った運動遊び	・子どもの発達、支援に関する理解 ・一人一人の発達や特性に合わせた支援 ・個性の尊重と集団での育ち合い ・関係性との連携	・農業、漁業等の体験 ・海、川、山で遊び自然と触れ合う体験 ・歴史、文化などに触れる体験 ・地域の人、資源と連携 ・子育てのパートナーとして家庭と連携	・乳幼児教育の専門職として、自らの実践を振り返り、省察し、学び続ける(自己評価) ・園内でテーマに沿った研修、研究 ・研修への参加 ・保育者としての基本(倫理、社会的責任、子どもの権利、人権等)	・保幼小連携活動の充実 ・小学校教育への理解を深め、乳幼児教育への理解を促す 子どもの育ちと学びをつなぐ
④フレッシュI(初任～3年未満)	・子どもの姿、言葉などから興味や関心を捉えて環境を整える ・年齢発達や季節に応じた環境を整える 【主体性を尊重し、自己肯定感を育む関わり】 ・子どもの思いを受け止め、温かく見守るとともに愛情豊かに、応答的に関わる ・安心して自己発露するために信頼関係を築く ・子どもが考え、探求し、工夫し、試行錯誤するために見守ったり、共感したり、問いかけたりする ・個々の良さや個性を認め、友達同士で話し合ったり、協力し合ったりする機会を持つ ※理解し身に付ける	・子どもの健康、運動発達、安全や衛生に関する知識を身に付け、生活や遊びの中で意識して取り込む ・子どもが心地よく、安心して過ごせるような環境を整える ※園の安全、危機管理マニュアル等を意識して	・一人一人の発達や特性を理解し、支援するとともに、個性やそれぞれの良さを尊重し合う集団づくりを行う ・関係性や家庭と連携し、支援方法を共有する	・自然の自然、農林水産業、文化、歴史等の資源を知り、保育に活用する ・日々の子どもの姿や成長を記録し共有し、子育ての相関に丁寧に応じるなど、信頼関係を築く ・ドキュメンテーション等を通じて保育や遊びの中の学びを可視化し、親の理解を深める	・積極的に研修等に参加し、自己研鑽に努める 【計画、実践、記録、評価等】 ・子どもの姿や興味や関心をもとに指導計画を作成し、環境構成やねらいに沿った援助等を行い、その実践を記録して振り返り、省察し、次の保育にいかす ・ドキュメンテーション等の記録を通じて保育を可視化するともに、振り返り、次の保育へつなげる ※理解し身に付ける 【保育者としての基本】 ・保育者としての倫理や社会的責任等について理解し、実行する ・乳幼児教育ビジョン、園の方針、目標等の理解を深め、保育実践を行う ・子どもの権利(子どもの権利条約等)や人権について理解を深め、保育実践の中で意識して行う ※理解し身に付ける	・連携協力校との連携活動の年間計画を立て、互恵性、連続性のある活動を行う ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「育みたい資質能力」への理解を深める ・園の育ちと学びをつなぐ指導要録や個別の支援計画等を作成し、数字先へ引き継ぐ ・「保幼小連携カリキュラム015～」を理解を深め、活用する ・ドキュメンテーション等を通じて保育や遊びの中の学びを可視化し、発信する
⑤フレッシュII(概ね10年未満、3～7年未満)	・子どもの姿を予測して環境を整え、状況に合わせて再構成する ・年齢発達や季節に応じた環境を工夫する 【主体性を尊重し、自己肯定感を育む関わり】 ⑤に記載 ※理解し身に付ける	⑤に記載と同じ	⑤に記載と同じ	⑤に記載と同じ	⑤に記載と同じ	⑤に記載と同じ
⑥ミドルリーダーI(概ね10年以上、7年～15年未満)	身に付けた乳幼児教育の専門性(知識や技能)をいかし、実践力を高める ⑥に記載と同じ 【主体性を尊重し、自己肯定感を育む関わり】 ⑥に記載 ※さらに高める	・子どもの健康、運動発達、安全や衛生に関する知識を活用し、子どもが安心・安全に過ごせるよう工夫する ※園の安全、危機管理マニュアル等の改善	⑥に記載と同じ	・自然の自然、農林水産業、文化、歴史等に関する地域の人と連携し、保育に活用する ・親の子育て相談等を丁寧に受け止める、サポートするとともに、一緒に子育てするパートナーとして関係性を築く ・ドキュメンテーション等を通じて保育や遊びの中の学びを可視化し、親の理解を深める	・課題意識を持って研修等に参加し、自己研鑽に努める ・園内研修等でファシリテーターの役割を担い、研究等を中心に行う ・保育者の相談のつたり、適切なアドバイスをしたりする 【計画、実践、記録、評価等】 ⑥に記載 ※さらに高める	⑥に記載と同じ
⑦ミドルリーダーII(15年以上)	実践を通してモデルとなり、ミドルリーダーとして指導力を身に付ける ⑥に記載と同じ	⑥に記載と同じ	⑥に記載と同じ	⑥に記載と同じ	・課題意識を持って研修に参加し、自己研鑽に努める ・園内研修等でファシリテーターの役割を担い、研究等を中心に行う ・保育者の相談のつたり、適切なアドバイスをしたりする 【計画、実践、記録、評価等】 ⑥に記載 ※モデルとなって示す	⑥に記載と同じ
⑧保育リーダー、主任	保育者の育成を図り、園の運営やマネジメントに参画する ・豊かな経験が得られる環境を整えたり、関わったりするために保育者の相談のつたり、助言したりする 【主体性を尊重し、自己肯定感を育む関わり】 ⑥に記載 ※保育者にアドバイスする	・園の安全、危機管理マニュアル等を作成し、園全体への周知を図る ⑥に記載	・一人一人に応じた支援や集団づくり等を行うため、保育者の相談のつたり、指導したりする ・関係性との連携、調整を行う	・地域の人や資源を園に取り入れたり、ドキュメンテーションで発信したりして、園への理解を深め、信頼関係を構築する ・親同士で交流し合う場をつくるなど、一緒に子育てするパートナーとして、関係性を築く ・地域の子育て家庭もサポートし、情報発信を行う	・園内研修等を企画し、ファシリテーターとして運営したり、研究等を中心に行ったりする ・園全体の質の向上を目指し、互いに学び合い、高め合う園の風土をつくる ・保育者同士の同僚性を高め、育成を図る ・子どもと保育者の権利と人権を守る 【計画、実践、記録、評価等】 ⑥に記載 ※保育者にアドバイスする	・連携協力校との連携活動が円滑に行われるようにサポートする ・指導要録、個別支援計画、小学校との連絡会等を通じて数字先へ園の育ちと学びを丁寧に伝える ・小学校へ「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「育みたい資質能力」等を活用して乳幼児教育への理解を促す
⑨園長・副園長	園の経営方針を示し、組織的な運営を行うと共に地域や関係機関との連携をすすめる 園全体の環境や教材等を把握し、豊かな環境をつくる ・保育者の主体性を尊重し、それぞれの良さや得意なことを見出し、保育者集団として支え合い、高め合うようサポートする	・園の安全、危機管理マニュアル等を作成し、園全体への周知を図る ・危険を予測し、マニュアルに沿って迅速に対応する	・保育者が適切な支援等ができるように研修等の機会を整える ・危険を予測し、マニュアルに沿って迅速に対応する	・園を開き、地域の人や資源を取り入れていく ・ドキュメンテーション等を発信し、園への理解を深める ・子育てのパートナーとして親と関係性を築く ・地域全体の子育ての充実を図る ・地域の人と連携、調整を行う	・園全体の質の向上を目指し、互いに学び合い、高め合う園の風土をつくる ・一人一人の保育者の自己研鑽の機会を確保する ・保育者同士の同僚性を高め、育成を図る ・子どもと保育者の権利と人権を守る ・保育者との信頼関係を築き、適切な労働管理を行い、働きやすい職場環境をつくる ・地域の園として、倫理を守り、社会的責任を果たす	・連携協力校との連携活動が円滑に行われるように連絡、調整を行う ・小学校との連絡会、指導要録、個別支援計画の送付など、関係機関との連絡・調整を行う ・小学校へ「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「育みたい資質能力」等を活用して乳幼児教育への理解を促す

資料⑥ 本市の現状

1 舞鶴市人口と出生数



2 在園児数と施設数



3 小学校・中学校 児童・生徒数



4 乳幼児教育施設

(1) 保育所

(令和5年4月現在)

◆市内の保育所（園）の設置状況

名称	所在地	定員
やまもも保育園	溝尻	80
八雲保育園	丸田	70
中保育所	余部下	200
うみべのもり保育所	浜	150

(2) 幼稚園

◆市内の幼稚園の設置状況

名称	所在地	定員
舞鶴聖母幼稚園	上安久	315
倉梯幼稚園	七条中町	280
中舞鶴幼稚園	余部上	104
三鶴幼稚園	引土	120
志楽幼稚園	田中町	160
ひばり幼稚園	森	200
池内幼稚園	布敷	150

(3) 認定こども園

◆市内の認定こども園の設置状況

名称	所在地	定員
昭光保育園	浜	103
タンポポこども園	泉源寺	90
さくらこども園	七条中町	90
平こども園	中田	85
朝日幼稚園	浜	25
森の子ら幼稚園	丸山口町	30
朝来幼稚園	吉野	68
橘幼稚園	浜	114
シオン幼稚園	浜	85
ルンビニこども園	寺内	132
永福こども園	公文名	115
永福こども園（城屋園舎）	城屋	40
東山こども園	倉谷	150
相愛こども園	魚屋	120
なかすじこども園	公文名	72
岡田こども園	志高	50
舞鶴こども園	円満寺	93